

## 8. 陸上調査

### 8.1. 社会・経済分野

#### 8.1.1 序論

##### (1) 背景と目的

本稿第 8.1 章は、『モーリタニア・イスラム共和国水産資源管理開発計画調査』の社会・経済分野に関する調査結果を報告するものである。社会・経済分野は、本開発調査の「陸上調査」の一部を構成するものであり、その T/R (Terms of Reference) とは、社会/政治・経済に関わる情報の収集・分析であった。この全体的使命に基づき、当該分野の社会・経済担当コンサルタントが行った第 1 回調査では、IRM 漁業セクターの全体的特徴に関する概要把握と、本開発調査内で実施すべき適切な諸調査の特定が行われた。多くのテーマが検討され、その中から下記の調査が選定・実施された。

- 商業化システムおよび輸出産業部門、並びに下部生産セクターに対する融資に当該部門が果たす役割について
- 労働力構造の分析および漁業セクターが創出する雇用規模
- 現在までに実施されてきた管理措置およびその社会・政治面における得失に関する検討

これらの主要な調査に加え、それらに関連するいくつかのテーマ（社会・経済データベース確立の必要性、参加型アプローチ、零細漁業のいくつかの漁法に係る損益計算書の分析など）も作業に組み込まれた。

##### (2) 調査期間

社会・経済調査に係わる作業は以下の期間に実施された。

1. 2000年 4月 29日 - 6月 5日
2. 2000年 9月 22日 - 10月 23日
3. 2001年 2月 27日 - 4月 6日
4. 2001年 10月 9日 - 10月 26日

##### (3) 調査チーム

日本側: Lena Westlund、(OAFIC / JICA)  
モーリタニア側: Thiam Ismaila、LASE 室長  
Dia Abdou Daïm、社会学者、LASE / CNROP  
Fah O/ Mouhamadou、経済学者、LASE / CNROP、NKC 分局  
Diakhaté Djibril、技師、DSI / CNROP、NKC 分局  
Wagne Oumar Hamed、技師、DSI / CNROP  
Mohammed Abdrahman Meinatt、技師、DEA / CNROP  
Mohammed Saleck O/ Haidallah、技師、LASE / CNROP  
Aw Mohamedou、技師、DVIS / CNROP

Sall Oumar、技師、DVIS / CNROP

Madiaw Sarr、技師、DVIS / CNROP、NKC 分局

Athiè Moctar Samba、技師、DVIS / CNROP、NKC 分局

#### (4) 本章の概要

この項に続き、まず IRM 漁業セクターの全体的構造の概要と経済的重要性について述べる。次に、資源管理における社会・経済的役割について議論するが、ここでは全体論並びに IRM および本開発調査の背景内での具体論の双方が扱われる。8.1.2 では実施された上記諸調査の結果が提示され、それらの結論を発展させ提言にまとめたのが 8.1.3 である。8.1.4 には参考資料および文献目録を記載する。添付には使用された方法論およびいくつかの調査結果に係る詳細が含まれる。

#### (5) モーリタニア漁業セクターの全体的構造

IRM 漁業活動の発展の歴史はかなり浅く、伝統的にその海域の大部分は外国人によって開発されてきた。17 世紀に入り最初に IRM 沿岸域に興味を示したのがオランダ人漁民であり、ポルトガル人、スペイン人がそれに続いた。フランス人とは言えば、当初、淡水が欠乏していることと自然環境の厳しさを理由に進出を断念していたのだが、1906 年、調査のための恒常的な漁業使節団を設立した。この先駆的活動に続き到来したのがブルターニュのイセエビ漁船であり、また 1919 年の SIGP 設立でもあった。これは西アフリカ最大の干魚施設であり、NDB 市はこの会社を中心に発展を遂げ、今日では国内唯一の企業漁業基地となっている。IRM の伝統的漁民とは、主に、南部セネガル国境に近いディアゴ村のウォルフ人であり、NDB~NKC 間の海岸線に位置するイムラゲン村落の人々である。

IRM が自国の経済・社会発展に果たす漁業セクターの重要性を実際に意識し始めたのは、1970 年代末頃になってのことである。セクターの歴史が浅いとは言え、企業漁業、零細漁業の双方で比較的多種多様な漁法が確認されており、そこでは常に外国人開発者が多大な役割を果たしている。概して、セネガルなどに存在する沿岸漁業というものがほとんど存在せず、資源は主に、企業漁船か零細漁船により漁獲されている。漁船は、あらゆる形態の動力化が禁止されているバンダルゲン国立公園 (PNBA) 内のイムラゲンの帆船 (lanche) を除き、全て動力化されている。零細漁業は南部において、IRM 人に交じって進出してきたセネガルの移動漁民により 1990 年代に急速な成長を遂げた。様々なタイプのピログが 2000~3000 隻あると推定されている。零細漁業の幾つかは季節的なものであり、同一の漁船や漁民が、季節や機会、漁民の持つノウハウに応じて様々な漁場に入り込んでいる。表 8.1.1 に様々な漁法を地区ごとに簡略化して示す。

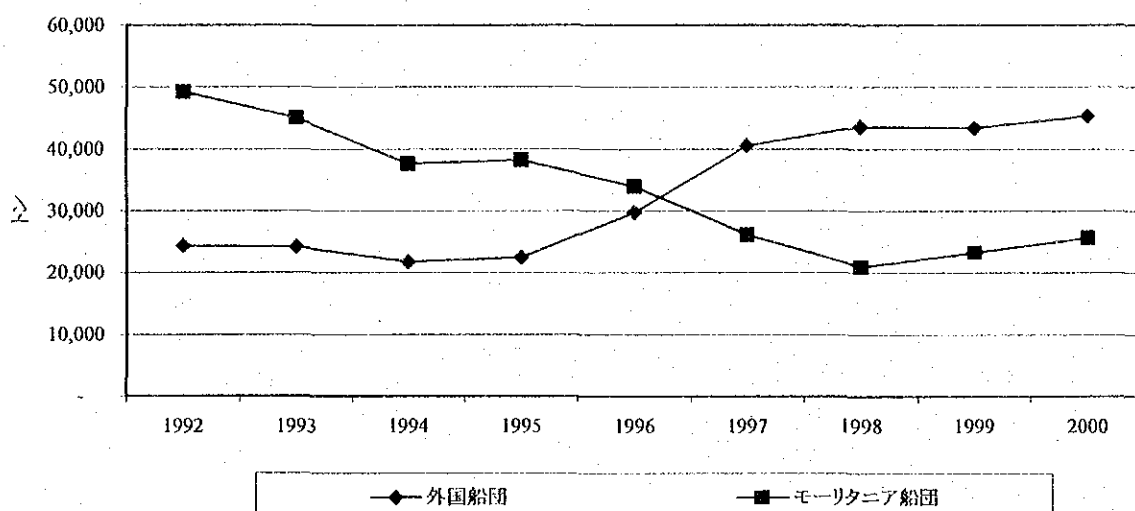
表 8. I. 1 地区別 IRM 海面漁業の主要漁法。

地域	主要漁法	商業活動主体
北部 - NDB	PI トロール船、外国船 (および自国船) / 浮魚 ; PI トロール船 (氷蔵 / 冷凍)、外国船・自国船 / 底魚、小エビ、頭足類、メルルーサ類、イセエビ、マグロ類 ; PA 壺漁 / タコ ( <i>Octopus</i> ) ; PA ひらめ網 / ひらめ ( <i>Soleidae</i> ) ; PA 釣漁 / 底魚 (高級魚) ; PA 延縄 / 底魚 (高級魚) ; PA 刺網 / tolo ( <i>Mustelus mustelus</i> ) ; PA 刺網 / ニベ ( <i>Argyrosomus regius</i> ) ; PA 刺網 / イセエビ	輸出会社 / 加工工場 ; IRM および近隣諸国仲買人 ; 地元市場向け加工業者および仲買人
イムラゲン地区 / PNBA	PA 肩掛網 (イムラゲンの伝統漁法) / ボラ ( <i>Mugil spp., Liza aurita</i> ) ; PA 帆船+刺網 / エイ+サメ ; PA 帆船+待網 / ボラ、浮魚 ; PA 帆船+刺網 / ニベ ; PA 帆船+釣漁 / 底魚 ;	伝統的加工者 (女性) ; IRM および近隣諸国仲買人 / 加工業者 輸出会社 / 加工工場代理人
公園外イムラゲン地区 / マンガール / ジュレイフ / NKC	PA 肩掛網 (イムラゲンの伝統漁法) / ボラ ; PA 中高網 / ボラ PA 待網 / ボラ、浮魚 ; PA ひらめ網 / ひらめ ; PA 刺網 / 頭足類 ; PA カゴ漁 / コウイカ ( <i>Sepia</i> ) ; PA 壺漁 / タコ ; PA 引っ掛け釣仕掛け / タコ ; PA 刺網 / 底魚 ; PA 釣漁 / 底魚 ; PA 延縄 / 底魚	季節キャンプ (セネガルおよび南部モーリタニア漁民) ; IRM および近隣諸国仲買人 / 加工業者 ; 輸出会社 / 加工工場代理人
NKC	PA 釣漁 / 底魚 ; PA 延縄 / 底魚 ; PA ひらめ網 / ひらめ ; PA 刺網 / 底魚 ; PA 中高網 / ボラ、浮魚 ; PA 刺網 / ボラ、浮魚 ; PA 流し刺網 / ボラ、浮魚 ; PA 刺網 / 頭足類 ; PA カゴ漁 / コウイカ ; PA 三枚網 / コウイカ ; PA 壺漁 / タコ ; PA 引っ掛け釣仕掛け / タコ ;	輸出会社 / 加工工場 ; IRM および近隣諸国仲買人 ; 地元市場向け加工業者および仲買人
NKC 以南	PA 釣漁 / 底魚 ; PA 延縄 / 底魚 ; PA ひらめ網 / ひらめ ; PA 刺網 / 底魚 ; PA 中高網 / ボラ、浮魚 ; PA 待網 / ボラ、浮魚 ; PA 流し刺網 / ボラ、浮魚 ; PA 刺網 / 頭足類 ; PA カゴ漁 / コウイカ PA 三枚網 / コウイカ PA 三枚網 / イセエビ PA 引っ掛け釣仕掛け / タコ	季節キャンプ (セネガルおよび南部モーリタニア漁民) ; IRM および近隣諸国仲買人 / 加工業者 ; 輸出会社 / 加工工場代理人

PI=企業漁業 ; PA=零細漁業

出典: 第1回調査報告書 (2000年6月)

IRM の企業漁業は主に底魚漁であり、鱈魚を漁獲する小規模な漁船も存在するものの、第一にはタコを対象としている。その他の企業漁業は外国船団により構成されているが、これらの船団は、IRM 人従事者による傭船、IRM と諸外国との間の漁業協定の枠内であれば自由ライセンス、船主と国との直接取り決めのいずれかに基づき活動している。就中、ヨーロッパ連合 (EU) の船団が特に底魚漁業にて多数を占めている。図 8. I. 1 は IRM および外国の企業船団間における底魚漁獲量割合の推移を示している。EU との漁業協定締結があった 1996 年以降、外国船団の割合が増大している。



出典: DSPCM, 2001

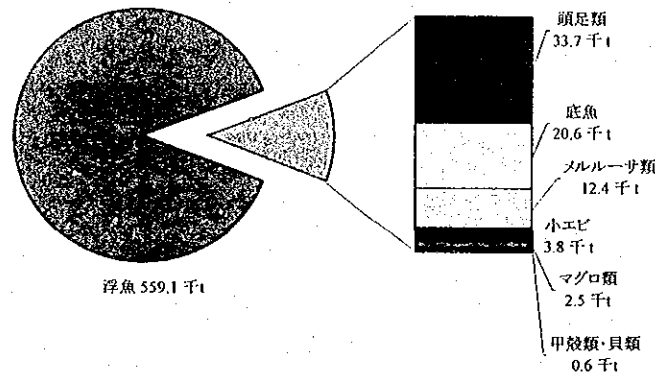
図 8. I. 1 IRM および外国船団の底魚漁獲量の推移：1992-2000 (甲殻類、頭足類を含む)。

商業化レベルにおいては、1990 年代に加工工場を有する輸出会社の数が大幅に増大し、今日その数は約 50 を数えている。そのうち、NDB、NKC を拠点とする 43 社が EU の品質・衛生基準を満たし輸出を認可されている。これらの企業は欧州およびアジア (日本) の市場を対象としており、底魚の生産は第一に輸出産業向けに行われている。

魚は鮮魚か冷凍魚として輸出されるが、形態はラウンド (あるいは内臓除去) の場合が多く、時にフィレで出荷されている。イムラゲン人の伝統的加工は、ボラを使用し女性の手により行われている。しかし、6、7 年前から輸出向けの企業漁業がさらに重要な地位を占めるようになり、零細加工業はいくつかの場所で次第に衰退しつつある。ボラ漁は継続されているものの、かつての第一の地位は失ってしまった。また、近隣諸国市場向けに移行している漁業もある。これらの市場では、加工魚 (塩干魚、あるいは醃酵乾燥魚「ゲジ *guedi*」) に非常に大きな需要がある。加工業者の一部は外国人であり、特に NDB において当該下部セクター内への女性の

参画は非常に稀である。エイ・サメヒレのアジア向け輸出も、近隣諸国の業者を通じ行われることが最も多い。地元市場では、概して、輸出用として売却できなかった魚が出回っている。

外国企業漁業では、特に小型浮魚、メルルーサ類、マグロ類、小エビなどについて、漁獲物の多大な部分が IRM 内での水揚げという一般規則の適用を免れており、船上での処理や漁獲物の積み替え、海外での直接水揚げが行われている。これらの漁獲物の量は膨大であり、手元にある統計並びに推算値によれば、特に、小型浮魚から構成される総漁獲量のおそらく約 90～95%を占めているとされる。2000 年の企業漁業漁獲量は 632,000 トンを越えた (DSPCM, 2001)。図 8. I. 2 は、主要な魚種群間の漁獲量分布を示している。

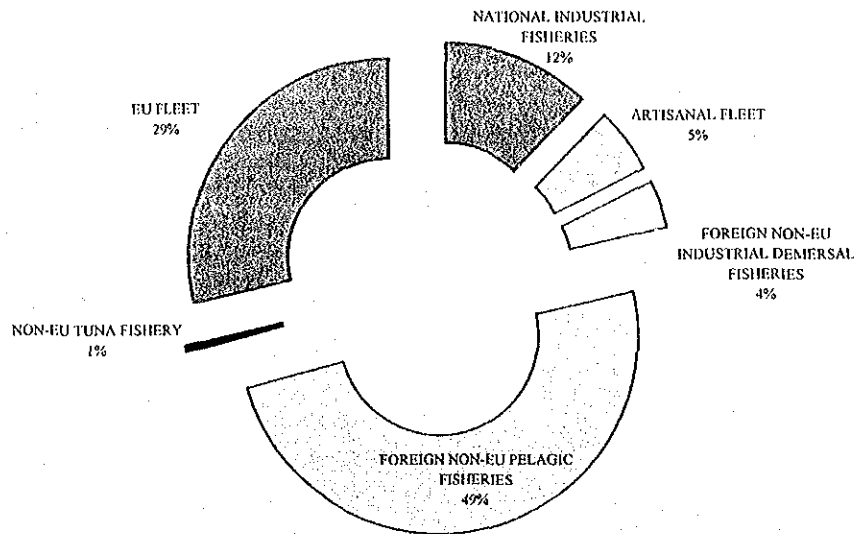


出典：DSPCM, 2001.

図 8. I. 2 主要魚種群別企業漁業漁獲量 (2000 年)。

零細漁業については、漁獲物に関し信頼できる情報が欠如しており、推定が困難である。1991～1998 年についての公式統計データ (CNROP, 1998c および 1999) に基づく概算では、底魚類の総漁獲量は約 6,000 トンとなっている。しかし、今回の調査の枠内で実施された損益計算書の分析によれば、当該部門が全体として収益性を有するためには、底魚 (鱈魚、エイ、サメ、頭足類) を漁獲する零細漁船は 12,000 トン～17,000 トンを漁獲しなければならないとされる (表 8. I. 15 参照)。図 8. I. 3 は、漁獲高からみた主な船団の漁業生産の相対的規模を概略的に示している。便宜上、2000 年における零細漁業の漁業生産量を 10,000 トンと推算し、この生産量を概算輸出額<sup>1</sup>に換算した。

<sup>1</sup> 魚種群ごとの価格は、SMCP 2000、FAO 2000、Seafood International 2001 を使用して推定された。：企業漁業 / 頭足類 = 2.30 US ドル / kg、零細漁業のタコ・墨魚 / 頭足類 = 2.60 US ドル / kg、マグロ類 = 1.50 US ドル / kg、メルルーサ類 = 2.50 US ドル / kg、企業漁業 / 様々な底魚 = 2.10 US ドル / kg、零細漁業 / 様々な底魚 = 2.50 US ドル / kg、浮魚 = 0.5 US ドル / kg、小エビ = 8.00 US ドル / kg、その他の甲殻類 = 4.50 US ドル / kg。以上から、2000 年の総生産高は 493.6 百万 US ドルと推定される。



出典：DSPCM, 2001；SMCP, 2000；FAO, 2000；Seafood International, 2001；推算値

図 8.1.3 2000 年における主要船団別漁獲高割合の推定。

零細漁業は、量的割合（総漁獲量の 1~2%）よりも価額的割合（総漁獲高の 5%）の方が比較的に高いことがわかる。また、興味深いことに、零細漁業の漁獲物の方が品質において優れているため、こちらの製品価格が企業漁業の価格を上回っている。同様に重要なこととして、IRM 内に実際に水揚げされる漁獲物において、零細漁業は重要な役割を果たしていることが挙げられる。企業漁業では、非 EU 諸国の一部の企業船団のみが現地水揚げを行っている。

#### (6) 漁業セクターのマクロ経済的重要性

水産物の輸出は、IRM の予算および外貨獲得の多大な部分を占めている。1998 年、漁業製品輸出の商業的価値の総額は約 140 百万 US ドルであり、国全体の輸出高の 40%を占めている（ONS, 999 および 2000）。しかし、輸出高は、1998 年および 1997 年には、1996 年の約 265 百万 US ドルに比べ大幅に減少している。1999 年と 2000 年については全体的なデータが見つからなかったが、税関の漁業統計や SMCP (2000) の統計によれば、この 2、3 年においては輸出量、輸出高ともに微増している。

しかし、輸出収入内における重要性にもかかわらず、セクターの GDP に占める直接的貢献は、1997 年の約 6%、そしてそれ以前の 6~10%と依然かなり低い水準にある（CNROP, 1998a）。創出される付加価値がこのように小さいのは、製品を未加工のまま輸出してしまう傾向と、輸出用加工工場の数が増大しているにもかかわらず、国内における製品への価値向上が低水準で

あることを示している。しかし、本セクターは間接的にはもっと重要な役割を果たしている可能性がある。水産製品輸出セクターが、それ以外の国家経済から孤立しているなどとは考えにくい。このようにして得られた外貨収入が、他のセクターを通じた国内輸入（時には極めて重要なものである）に資金を提供していることは明らかである。

漁業セクターは同時に、雇用創出という点で無視できない力を持っている。1998年に行われた算定作業では、セクターの常用雇用数は約32,000人と推算されている（Hamadi *et* Ahmed, 1998）。今回の調査で行った算定においても同様な結果が得られており、セクター被雇用者数は約30,000人となっている（表 8.1.9 参照）。総人口に対する労働人口比は約30%であり、漁業セクターはそのうちの4~5%を占めていることになる。

IRM はむしろ農・牧畜業的な伝統を持っており、漁村やセネガル河流域の村落を除き、魚が国民の食糧事情に極めて重要な役割を果たしたことはかつて一度もない。しかし、FAO(1997)によれば、今日、国民1人が1年間に消費することのできる魚の量は約14kg<sup>2</sup>となっており、世界平均の16kg（活魚重量、Laureti, 1999）に匹敵するものである。しかし、貧困対策の戦略的枠組み内にて漁業セクターに与えられた戦略的役割とは、直接に食糧として貢献するのではなく、むしろ雇用や収入の創出を通じ間接的に食糧保障に貢献することとされているようである。

#### (7) 水産資源管理 - その社会・経済的背景

IRM において漁業は、他の多くの国々と同様、そして上記で確認したように、社会・経済的に多大な重要性を有している。国民の福利に対する漁業の貢献は、既存水産資源が安定的かつ持続的に利用できるという点にかかっている。それ故にこれら資源の効率的かつ慎重な利用に大きな関心が寄せられるのであり、そこから資源および漁業を管理する必要性が生じるのである。

資源・漁業管理に関する明確で厳密な定義は存在しない。「責任ある漁業に関する行動規範」では次のように定義されている。

「資源の生産性を維持し、漁業に係るその他目標の実現を保証することを目的に、情報収集、分析、計画立案、協議、意志決定、資源配分、水産活動に係る規制または規則（実施措置があればそれに立脚）の策定および適用というこれらの項目を統合化するプロセス」（FAO, 1999a ; 8頁）

上記定義に則れば、管理とは、単なる水産分野の研究や分析の枠をも超えた多くの見地を内包するプロセスである。実際、研究や分析はこのプロセス内諸要素の重要な一要素でしかない。当該行動規範は、「人間は水産システムの一部を構成しており、当該システムは、これを構成

<sup>2</sup>しかし、この数字は高すぎるように思われ、その妥当性が疑われる。

する人々や共同体の社会・文化的特異性や経済的特徴を把握しなければ理解され得ない」として  
いる (FAO, 1999a, 37 頁)。従って、資源管理プロセスのあらゆる段階において、社会・経済的  
および政治的側面が考慮されるよう注意していかなければならない。考慮されるべき要素には、  
セクターに関わる諸組織の役割、利益団体の特徴並びに漁業セクターに対するそれら団体の社  
会・経済的依存度、国家・地域・地元に対し漁業が生み出す経済的費用利益、多様な利益団体に  
関する雇用の創出、資源への実際のアクセス状況とこれら資源の所有権などが含まれる。これら  
の側面は激しく変動することが多いため、各要素の推移を定期的に監視することが重要である。  
同様に、各活動主体の歴史的役割を理解し、過去における、あるいは現在みられる対立やその  
原因を知ることが管理の調整にあたる責任者にとって、利益団体との交渉を円滑に進め、将来  
の紛争を避けるために重要である。水産セクターは、利用者間の競争にさらされている資源に  
立脚しているため、しばしばこれら利用者や利益団体の、対立すらしている多様な利益が錯綜  
する。管理計画が利益団体により概ね受け入れられず、あるいは、それが社会、政治、経済的  
現実を考慮しないものであれば、非常に僅かな成功しか収められない危険性がある (8.1.2, (4),  
2) も参照)。

#### (8) 本開発調査の社会・経済調査および全体的な手法

社会・経済分野は広範であり、社会・経済調査と言った場合、それは量・質的に多種多様な多くの  
側面をカバーすることとなる。IRM ではこの分野の組織だった情報が全体として欠如しており、  
基礎的データの収集・解析すらしばしば困難に見受けられることもある。従って、本開発調  
査の社会・経済分野における作業の実施にあたっては、具体的主題を適切に選定することが必要  
であると感じた。主題選定に使用された基準とは主に以下の通り。

- 資源管理計画策定のための提言を作成するという本開発調査の全体目標に対する重要性
- CNROP や MPEM/DEARH 並びにそれら機関の開発パートナーの優先度や他活動に対する  
合致度
- 本開発調査期間後の持続性および重要性
- 本開発調査の社会・経済分野に割り当てられた時間・手段の範囲内における実現可能性

社会・経済調査として最終的に選定・実施された調査 (および目的) をまとめたものを表 8.1.2  
に示す。



表 8.1.2 社会・経済調査およびその目的。

調査	期待される効果・目的
輸出産業部門の商業化システム、および、当該部門が生産下部セクターの融資に果たす役割について	管理措置に関する提言を作成する際に業界の実質的権力組織が考慮されるよう、資源利用に関する意志決定に輸出会社が果たす役割をより理解する。
労働力構造の分析、および、セクターが創出する雇用規模について（陸・海上、直接・間接雇用）	提言すべき管理措置に関係することとなる雇用並びに人員について、さらなる知見を得る。
現在まで実施されてきた管理措置の見直し、および社会・政治面からみたそれら措置の得失に関する検討	今日まで実施されてきた管理措置の経験を将来における管理措置の提言作成の際に考慮するため、これまでの措置の特徴並びにその影響や目立った効果をさらに把握する。

上記の主要調査に加え、選定された調査に関連する他の主題に関しても以下のような作業が実施された。

- 資源・漁業管理プロセスに適切なデータを定期的に供給することを可能とする社会・経済データベースの必要性に関する協議
- 零細漁業の財政的構造および当該部門が置かれている経済的状况を理解するための予備的な零細漁業損益計算書の作成
- 管理計画実施に効果のある、パートナーシップに則った管理および参加型アプローチの重要性に関する協議

図 8.1.4 は、社会・経済分野の諸要素に関する計画立案の時間的な流れと、それら諸調査と本開発調査全体から期待される効果、つまり管理計画に対する提言との関係を示している。

社会・経済分野の作業は、担当コンサルタントの4回にわたるIRMでの調査の間に、カウンターパート並びに CNROP のその他職員の協力を得て実施された。データや情報の収集は、情報提供者とのインタビューや協議、セクターの多様な活動主体との半組織化された面談、現地での観察作業や質問表の配布・記入を通じて行われた。NDB、NKC の 2 大都市は漁業の最重要拠点（漁業活動の 90%をカバー）であるために、他のサイトに比べ細心の注意が払われた。しかし、沿岸部全体をカバーする 2 つの調査も実施された。チームの詳細な調査行程並びに使用された方法論を添付 I、II に示す。

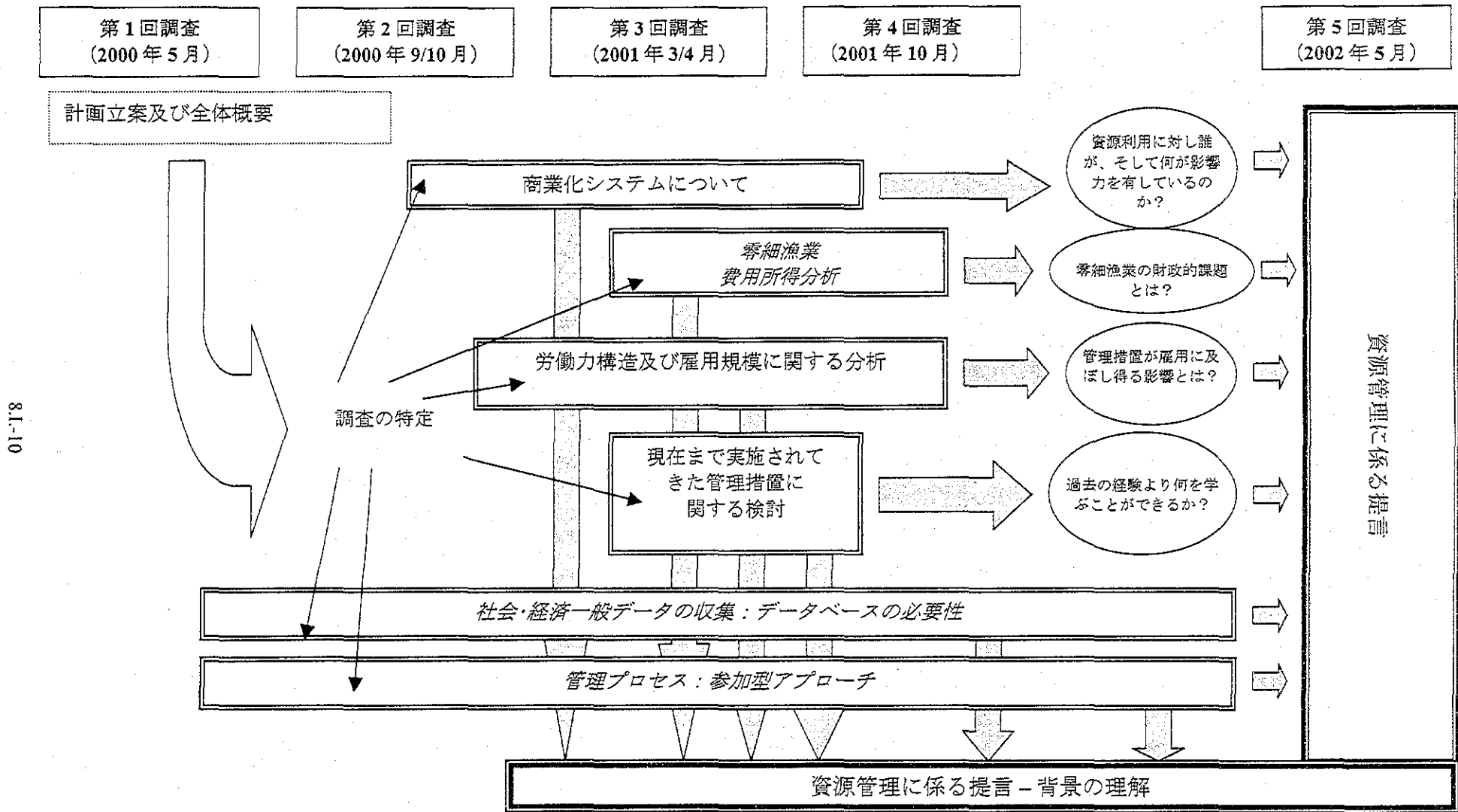


図 8. I. 4 社会・経済分野の諸作業に関するフローチャート.

## 8.1.2 調査結果

### (1) 商業化システム

#### 1) 調査内容および調査目的の詳細

本開発調査では底魚種管理に係る調査に集中したため、ここでの調査結果の提示も、頭足類および鱗を有する底魚に関する商業化および輸出に係る検討に焦点を絞ることとする。この調査方針の採択は、この2つの魚種群こそが（少なくともその一部において）国内に水揚げされているという事実によっても妥当であると言える。浮魚や甲殻類は、一般的に、企業漁業により NDB の錨地にて積み替えされるか、直接に海外で水揚げされるため、地元の社会・経済システムに同様の作用を及ぼすことはない<sup>3</sup>。エイ・サメ類は特にアジア向けのヒレ輸出（肉はアフリカ向け）に重要な役割を果たしており、ボラと並びイムラゲン域漁業の主要魚種となっている。また、特に塩干品を対象とした近隣諸国の商業化網も存在している。しかし、本稿ではこれらの商品は簡単に触れられるだけであり、認可された輸出会社や加工工場を通じた欧州や日本向けの輸出が主たる利益創出源となっている。

当該調査の目的は、生産セクター（特に零細漁民）が輸出会社に対し強い依存関係を発展させており、さらにこの輸出会社もまた海外の業者に従属しているのではないかという仮説を実証することである。つまりは、資源利用に係る意志決定に果たす輸出会社や下流産業の役割についてのより正しい知見を得、将来実施される資源管理措置の目標をどのように定めるかをさらに検討するため、業界の実質的な権力構造を解明することである。かかる背景の下、その社会・経済的重要性から、特に零細漁業に注目することとした。

#### 2) 輸出および市場

周知のとおり、また先の序論においてもみたように、水産製品の輸出は国の予算収入および外貨獲得の多大な部分を占めている。また、IRM の漁業が、主に輸出向けの漁業であることを特筆すべきである。地元市場は限られており、そこには高い利益を生む輸出市場では販売できない商品価値の低い製品か、非衛生的な製品のみが出回っている。

表 8.1.3 が示すように、輸出における最も価値の大きい魚種群とはおそらく頭足類であり、中でもタコが主要種である。しかし、昨今、頭足類の相対的な割合が減少し、他の底魚の輸出が増加している。税関の統計によれば、2000 年度、頭足類 26,500 トン、底魚 15,500 トン（製品重

<sup>3</sup> NKC や NDB には零細浮魚漁業があり他の漁法に餌を供給しているため、ある意味では地元市場が存在していることに言及しておく必要がある。

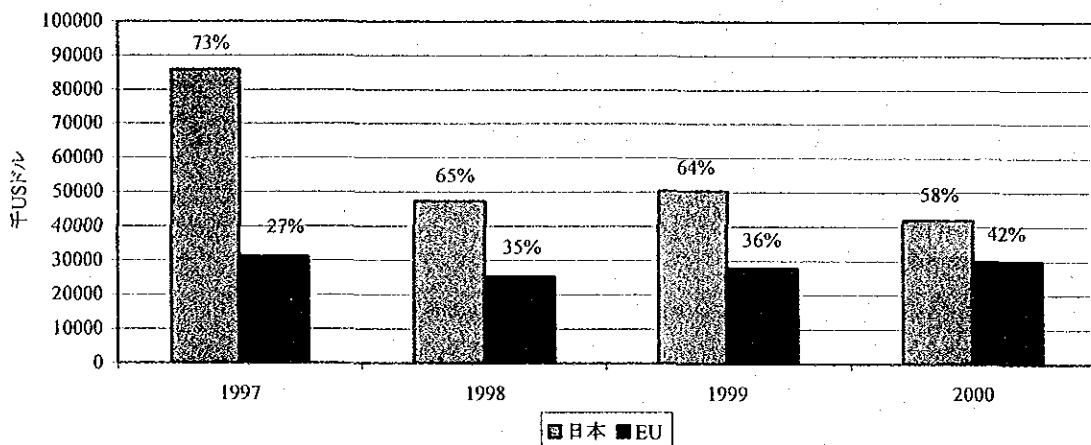
量)が輸出された (DEARH, 2001)。従って、タコが依然として他の追随を許さない最重要品目となっている。

単一水産物にのみ大きく依存しているこの偏った輸出形態は、IRM 水産物の仕向け国を検討した際より顕著となる。図 8.1.5 に、SMCP による頭足類の日本および EU 諸国への輸出高を示す。日本は、調査期間中においてその重要性を減少する傾向を示したものの、特異な市場として存在している。各市場における顧客数についても限られている。例えば、SMCP の日本での顧客数は 8 社であり、欧州においては、上位の 4 社で売却物の 60%以上を占有している (SMCP, 2000)。

表 8.1.3 1993-2000 における魚種群別輸出高 (単位: 百万 UM)。

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
頭足類	16,224	17,264	20,035	18,401	17,752	13,442	16,956	16,634
底魚類	1,762	803	2,476	3,339	2,625	2,967	3,011	4,404
甲殻類	31	11	40	155	250	238	245	811
浮魚	8,024	6,574	9,456	12,079	6,453	8,163	10,416	11,108
魚粉	1,202	453	858	1,410	809	922	1,056	1,080
魚油	80	34	72	83	23	43	52	47
塩干魚、缶詰	321	557	1,013	980	860	1,032	872	1,358
合計	27,644	25,696	33,950	36,447	28,772	26,807	32,372	35,442
頭足類の占める割合	59%	67%	59%	50%	62%	50%	52%	47%
底魚の占める割合	6%	3%	7%	9%	9%	11%	9%	12%

出典: DEARH, 2001 (IRM 税関資料を元に作成。積み替え品および漁業権分も含む)



出典: SMCP, 2000

図 8.1.5 1997-2000 における頭足類の市場別輸出高 (単位: 千 US ドル)。

分析を SMCP を介さず輸出を行っている企業、つまり、鮮魚や加工品、その他の非冷凍魚を特に NKC で扱っている輸出業者にまで拡大してみても、同様に顧客数は限定されている。輸出を認可され現在（2001年10月）稼動中の在 NDB・NKC の企業 43 社のうち、30 社に対し市場および顧客数についての調査を行った。その結果をまとめたものが表 8.1.4 である。そのうちの 3 分の 1 以上の会社において、海外の顧客はたった 1 社であることが判明している。タコ輸出会社が最も多く取引しているのが日本の一企業の現地代理店であり（一般的にラス・パルマスを拠点とする）、そこでは外国人の選別人が雇用されている。欧州を相手にする会社の中には、欧州のパートナーとの合弁会社は何社かある。不定期取引の顧客とは、その多くが IRM にやって来て現地にて直接に買い付けを行う欧州からの顧客であるが、購入量は概してかなり少ないものである。

表 8.1.4 認可輸出会社の商業化構造。

市場構造別カテゴリー	カテゴリー別会社数
顧客 1 社（定期）	1
顧客である日本企業 1 社（定期） + 欧州企業 1~3 社（定期）	2
日本企業 1 社（定期） + 欧州企業 1-3 社（定期） + 不定期顧客	2
日本企業 1 社（定期） + 不定期顧客	3
日本企業 2~3 社（定期） + 欧州企業 2~3 社（定期）	2
欧州企業 1 社（定期）	10
欧州企業 2~3 社（定期）	5
欧州企業 1~3 社（定期） + 不定期顧客	4
欧州企業 10 社（定期） + 不定期顧客	1
調査対象会社総数	30

出典：2001年調査

### 3) 輸出会社および陸上施設

既に確認したように、加工工場を備え、EU およびアジア向けの輸出を認可され現在（2001年10月）稼動している輸出会社は 43 社あり、その内訳は NDB に 27 社、NKC に 16 社となっている。公的に認可された企業に加え、欧州やアジア市場を対象とするこれら企業の製造下請けにあたる小規模な輸出業者が僅かばかり存在する。NKC と NDB の 2 つの都市では、輸出製品の構成に違いがみられる。NDB では主に冷凍魚（特にタコ）が輸出されているのに対し、NKC では鮮魚（高級鱈魚）が多い。スペインに輸出される塩干品、塩漬品、干物は NDB のみで生産されているが、ボラの卵製品やカラスミは主に NKC で作られている。また、両市それぞれに、調理済製品などの加工製品や活イセエビを扱っている施設が若干ある。輸入国において品質管理の要求が高まっていることを受けて、最近、輸出産業部門にて再編がいくらか実施された。再編が行われたのは、特に、鮮魚および加工品の新規開拓分野であり、この下流部門は現在、欧州の買い手と

の緊密な関係を保つことで高い専門性を備えた NKC の企業 4~5 社から構成され、これら数社が 5 年前には 50 ばかりあった企業に取って代わっている。

工場の多くが独自の冷凍施設を持っており、調査された 38 社のうち 28 社が冷凍トンネルまたは冷凍室を保有していると申告している。同じ調査に基づき、現在稼働中の工場を合わせると IRM 全体で 1 日 550~600 トンの冷凍能力があると推算された (NDB で約 400 トン、NK C で 150~200 トン)<sup>4</sup>。この数字を 350 日で掛ければ、年間能力は約 200,000 トンとなり、現在の国の生産量および輸出量を大きく上回る事となる。その他の既存施設としては、調査対象となっている工場の生産物にもよるが、フィレ加工室、貯蔵室、塩漬槽、乾燥用スノコ (金網) が挙げられる。

表 8.1.5 に、主な生産物タイプで分類したそれぞれの都市における輸出会社の数を示す。

表 8.1.5 製品タイプ別認可輸出会社の数。

製品	NKC における会社数	NDB における会社数	企業総数
加工品 / 活イセエビ / カラスミ / 混合	7	3	10
冷凍品 / フィレ / 鮮魚	10	4	14
冷凍品 / フィレ	0	11	11
冷凍品 / 貯蔵	0	4	4
塩干品	0	5	5
合計	17	27	43

#### 4) 生産者からの原料調達について

魚の調達について、企業漁船を所有しかつ艀装する会社と、主には零細漁業を相手に取引する会社という 2 つのタイプの会社に分けることができる。表 8.1.6 に調達形態別の輸出会社数を示す。これらの会社の中には、他の輸出業者のために下請けを行う会社も数社あり、そこでは供給者も特定の顧客もいないことになる。

表 8.1.6 調達形態別認可輸出会社数。

調達先	NKC における会社数	NDB における会社数	企業総数
零細漁業	16	12	28
企業漁業	4	0	4
零細・企業漁業	4	3	7
貯蔵 / 下請け	3	1	4
合計	27	16	43

<sup>4</sup>1日あたりの冷凍能力は、ある一定時間あたりでトン表記された工場申告能力を 12 時間あたりの能力に換算し算定された。休止中の工場は排除した。

零細漁業に活動の基盤を置く企業は、漁民の商業的自由を制限しようと努めている。流通網のあらゆるレベルにおいて、様々な性格を持った契約関係が存在している。これらは主に、漁獲活動に対する事前融資や、漁民が常に同じ会社と取引するよう強制させる依存状態を作り出すことにより、漁民生産物へのアクセスの独占化を図ろうとするため考案されたものである。この現象は、特に1990年代初頭のタコ漁ブームに端を発し、現在、この慣習は、次第に高級魚を対象とする零細漁業にまで拡大している。漁民にとって、下流産業からの貸付が唯一の資金調達手段となっていることがしばしばある。出漁費や小型機材の購入などに当てられる比較的小額の貸付のほかに、輸送車両購入のために漁民に高額の前融資を行う会社もあり、漁民は今や負債を抱え、これら債権者に従属する状態に置かれている。買付け業者との間にこのような金銭的關係を持たない漁民の数は、現在では非常に限られているように思われる。

しかし、この金銭的關係に関する質問を直接漁民に問いかけてみたところ、かなりの数の漁民が自分は独立しており、いかなる融資も受けていないと答えた（表 8.1.7 参照）。しかし、このような情報の信頼性には疑問が残ると思われる。独立していると答えた漁民の多くが、自身の漁獲物を常にたった1社の特定顧客に売却しており、これは、申告されない利点に基づき、認めようとはしないものの強力な従属メカニズムが存在することを示すものであろう（表 8.1.8 参照）。

表 8.1.7 顧客より融資を受けている漁法別漁民数。

漁法	融資を受けている漁民の数	融資を受けていない漁民の数
三枚網/待網	3	5
釣・延縄漁	8	1
ボラ漁	2	1
タコ漁	15	15
コウイカ漁	1	1
ひらめ網	14	9
合計	43	32

漁法別調査対象漁民数：75

注：「融資」には、生産に対する前払い、漁船や漁具購入あるいは出漁経費のための貸付など、顧客から漁民に対するあらゆる形態の資金提供が含まれる。

表 8.1.8 漁法別漁民 1 人あたりの顧客数。

漁法	カテゴリー：顧客数	カテゴリー別漁民数
刺網/待網	1 社	2
刺網/待網	多少	1
刺網/待網	多	4
釣・延縄漁	1 社	9
ボラ漁	1 社	2
ボラ漁	多少	1
タコ漁	1 社	24
タコ漁	多少	6
コウイカ漁	1 社	2
ひらめ漁	1 社	17
ひらめ漁	多少	2
ひらめ漁	多	1
全漁法の計	1 社	56
全漁法の計	多少	10
全漁法の計	多	5
漁法別調査対象漁民数：71		

注：多少＝顧客 2-4 社

1999 年末、IRM 政府は、IRM 海域内へのセネガル人漁民の到来を合法化するためにセネガルと協定を締結した。かくして輸出会社や仲買人は、サン・ルイの漁民との間で傭船契約を結ぶことが可能となった。DSPCM によると、2000 年において、輸出会社が直接にまたは仲買人を通じ契約したり、あるいはその他の管理手続きを通じ契約したセネガルの傭船ピローグの数は 800 隻以上であったとされる (Dia Abou/DSPCM, 私信)。

これらの傭船契約は非常に組織化された形で商業的に行われているようである。多くの場合、外国人漁民はキャンプ内に組織されており (NKC 南部、北部)、1 社に管理されるか、あるいは会社のリスクを最少化させるためにしばしば仲買人により管理されている。これらのキャンプにおいて、IRM 側は、操業のための資機材全ての調達を受け持つ (通常ピローグは除かれる)。契約条項にはこれら供給品の価格が明記されており、漁民は、依頼された魚種および契約締結時に合意した価格に従い生産物を売却した後、事前融資を償還する。キャンプにおける価格は、一般的に、MPN の価格の数分の 1 にまで下がる。しかし、MPN や NDB 港における価格は、自由市場や平等で開かれた競争によって定まったものではなく、多くの場合、締結された協定や交渉から生じていることが判明している。IRM には他の多くの国々でみられるような競売 (せり) のシステムは存在していない。

セネガル漁民によるキャンプ操業のシステムは、いくつかの輸出会社にとって非常に高い人気を博しているように見受けられる。IRM 人の独立漁民への事前融資や仲買人を介して活動するの



に比べ、キャンプを一箇所設営するのにかかる投資費用が相対的に高額であるとはいえ、セネガル人漁民の方が優っているとされる漁獲能力から産み出される利益や生産管理、買付け費用などの利点が投資規模を上回っているのである。しかし、キャンプ操業システムを試みてはみたものの、管理があまりにも難し過ぎると判断した会社もある。契約関係があるにもかかわらず、生産物がもっと有利に売却できる機会があれば契約を曲解しこれに違反する漁民が後を絶たないからである。そのため、全ての輸出業者がキャンプ操業を選択するわけではない。常に仲介仲買人や卸売業者が多数存在し、輸出会社の大半は、様々な取決めを組み合わせで使用しているようである。

#### 5) 地方における商業化構造についての要約

NDB における活動主体とその商業化部門との関係を例証する図 8.1.6 が示すように、要約すれば、状況はかなりの複雑さを呈していることが確認されている<sup>5</sup>。この商業化部門の構造は、表 8.1.1 に列記された漁法と同様、地区ごとに変化に富んでいる。

- NDB は企業漁業の中心地であり、国内で唯一企業漁業の水揚げが許可されているいくつかの港を有している。ここから特に冷凍魚が輸出されている。輸送条件の制約から（定期航空チャーター便は NKC 発のみ）、鮮魚の輸出量は NKC からの輸出量の半分にも満たない。さらに、ラス・パルマスには塩干魚の未開拓市場があるが、これらの製品は一般的に NKC を通じ近隣諸国へと輸出されている。
- PNBA 内のイムラゲン地区は、地理的に隔絶された地域であり、また、漁民の活動を一方では保護し一方では制限する国立公園（1976 年設立）が存在することから、非常に特異なケースとなっている。この地区には 8 つの村落があり約 1,100 人が居住している（PNBA, 1999）。比較的人口が少ないにもかかわらず、それぞれのサイトごとに社会構造や活動組織の面で驚くべき多様性がみられる。要約すると、近年、イムラゲンの伝統的な作業方法が根本から変容し、ボラ漁およびその加工はもはやかつてと同じ方法では存在しなくなっている。貿易のグローバリゼーションは PNBA においても感じられ、漁業は今や、エイ・サメ類（ヒレを含む）やボラ製品、鮮魚状態での高級魚の輸出へとさらに大きく移行している。これは多くの場合において、漁民が多大な負債を抱え込み、金銭面で輸出業者に従属する状態を引き起こしている。最近になって、商業化および漁具調達の中で仲買人や輸出会社の代替勢力を創設しようとする意図から、組合の前段階的な組織が設立されている（その中のいくつかはすでに組合に改組）。これらの組織はいずれも非常に未熟で、様々

<sup>5</sup> 仲買業の様々な下部職業組織の詳細については、8.1.2, 3), c) を参照。

な問題を抱えてもいる。それは一部には、組合というものの役割に関する認識や社会的構造に拠るものであるが、公園内イムラゲン漁民の商業的な力を改善するために依然大きな潜在性を有していることには変りがない。

- ティミリス岬南部から NKC にかけての地区に住むイムラゲン人は、公園内の漁民よりもさらに大きな影響を輸出会社から被っている。この地区にはいくつもの季節キャンプが特にタコを漁獲するために存在しており、しかも村々には漁業シーズンごとにセネガル南部からの移動漁民が集まっている。特に我々の目を引いたのは、各村における数社の主要輸出会社と限定数の仲買人（地元仲買人である場合が多い）の存在である。公園地区と同様、大企業からの独立を確立しようと、開発パートナーの戦略の一つとして組合組織の設立が採用されたが、NKC に拠点を置く業者との従属関係が強く、この試みの実施は非常に困難であることが判明している。
- NKC におけるセクター構造は NDB の構造といわば似通っているが、鮮魚および加工品を輸出する会社がより多く存在していることが判明している。これらの企業は非常に高い能力を有しているようで、上で確認したように、商業化部門は再編され、今や海外のパートナーと緊密に結びついて活動しているように思われる。
- 漁業商業化活動は、零細漁業の伝統的な水揚げ浜に位置する MPN に集中している。企業漁業が NKC に水揚げすることは認められていないが、輸出会社が所有する氷蔵船や冷凍船が首都 NKC から操業しているようである。
- インディアゴ～NKC 間の沿岸地域を特徴付けるものとは漁民キャンプであるが、その大半がセネガル人漁民であり、キャンプは仲介仲買人、または直接に輸出会社の代理人を通して管理されている。これらキャンプ地のほとんどが季節的なものであるが、PK28 および PK65 では季節に応じ移動漁民が住みついており恒常的なサイトになっている。両サイトでは近隣諸国への輸出向けに製品加工業者（エイ・サメ類、軟体類）も存在することが判明した。
- IRM 漁民の大部分がインディアゴ出身者であるにもかかわらず、現在、この村を拠点とする漁業は存在しない。この村からの製品輸出は、道路施設が欠如していることと、陸・海路（河川路）で容易にアクセスできるセネガルの大都市サン・ルイでの水揚げおよび販売が禁止されていることから困難である。これが、ヌディアゴ漁民が北部地方や NKC へ移動する理由の一つとなっている。

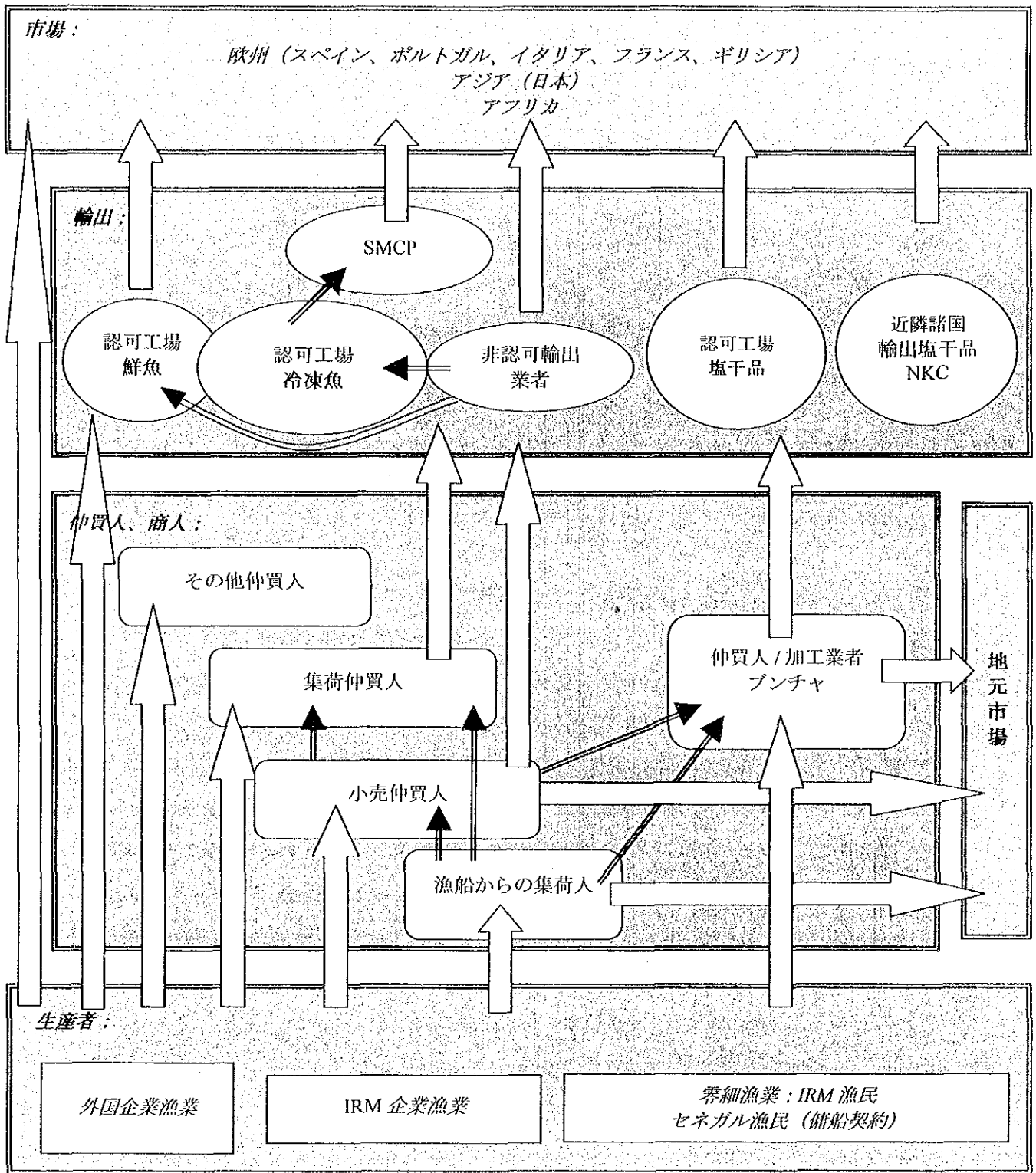


図 8.1.6 NDB 商業化部門の活動主体.

## 6) 商業化構造 - 結論

結論として、垂直統合に係る仮説の確証が得られたのではないかと考える。セクターはその大部分において輸出会社並びにその海外の顧客に操作されており、生産部門はこれら下流活動主体に従属しているからである。この結論の根拠となる主な調査結果は以下である。

- 輸出会社は一般的に海外の輸入業者と非常に緊密な関係を有しており、製品は極めて限定された特定の買い手に販売されているため、買い手が生産に大きな影響を持つことが可能となっている。
- 漁民が常に認めるとは限らない事実ではあるが、企業・零細の別なく、生産手段の大部分が間接あるいは直接的に、海外のパートナーと提携していることの多い輸出会社により融資されている。
- 現地での価格形成は不透明な方法でなされており、漁民と買い手、すなわち漁業活動に関わる債権者かつ出資者でもある輸出会社との関係に拠るものである。漁民はこれら債権者に対し従属状態におかれることが多々あるため、漁民の交渉力は著しく低下している。

加えて、IRM からの輸出品は全体として僅かな付加価値しか有していない。価値向上の欠如は、当然、国内に水揚げしない企業漁業分について特に顕著である。

## (2) セクター雇用および労働力構造

### 1) 調査の背景と目的

漁業セクターは雇用創出の重要セクターとしてしばしば引用されているが、当該セクターに経済的に依存している正確な人員数はよく把握されていない。また、セクター労働力の構造や特徴について、特に雇用の不確実性や被雇用者の転職可能性（セクター内あるいは他の経済活動へ）、さらには現在の労働力流動性などに関してよく知られていない。資源状態について不確実な情勢にあるため、これら資源管理にあたる責任者にとって、雇用、および管理措置の実施から影響を被るセクター関連人員に関し知見を深めることが重要である。

よって、この調査の目的とは、セクターの雇用および被雇用者に関する正確な知識を獲得することである。作業内容は、漁業セクター内の直接雇用に関し LASE が 1998 年および 1999 年に実施した 2 つの調査 (Dia et Thiam, 1998; Dia et al., 1999) を改訂し、より発展させることであった。他方、当該調査の結果は、CNROP が継続していかなければならない活動、つまり漁業セクター雇用に関するデータの監視・継続的収集に係る手法の改善にも資するだろうと考える。

### 2) セクター雇用

雇用調査に係る作業および分析の組織化を図るため、漁法 (表 8.1.1) や商業化 (8.1.2, (1), 5) ) 同様、5 つの地理的区分が特定された。アンケート調査は主に NDB および NKC で実施さ

れ、他地区の雇用推算ではむしろ既存情報を基礎とした。IRM 漁業セクター内の主要職種別被雇用者数の概算を表 8. I. 9 に示す。

表 8. I. 9 IRM 漁業セクターにおける概算雇用 (地区・主要職種別)。

	NDB	PNBA	ティミリス州南部	NKC	南部	移動漁民	計
企業漁業 乗組員・事務職	3,600	-	-	-	-	-	3,600
輸出会社・加工工場	1,200	-	-	1,400	-	-	2,600
零細漁民	3,900	400	300	3,300	200	4,000	12,100
加工業者・仲買人	4,300	60	190	2,040	90	-	6,680
企業・零細漁業 その他	2,400	10	10	930	10	-	3,360
漁業計	15,400	470	500	7,670	270	4,000	28,340
間接雇用	400	130	100	430	-	-	1,060
総計	15,800	600	600	8,100	300	4,000	29,400

注：漁民=船主、船長、乗組員

「企業・零細漁業その他」の категорияには、漁具やセクターのその他商品の製作・供給、これら商品や漁業製品の輸送、零細・企業漁業用の修理やその他のサービスに関わる雇用が含まれる。間接雇用は、漁業サイトや漁港に存在し、セクター内で直接雇用されている人々にサービスを提供する商店や食堂、ビュッフェ、タクシー、電話通信などから創出される雇用に関わるものである。これらの間接雇用も数えると、漁業セクターは 29,000 から 30,000 人を雇用しており、そのうちのほぼ半数が陸上雇用である。扶養率<sup>6</sup>を 1.8 とすれば、80,000 人以上の人々が直接・間接に漁業セクターにその生活を依存していると結論付けることができる。

NKC および NDB に関するより詳細な職種別推算値を添付 III に示す。

### 3) 労働力構造

#### a) 調査

労働力構造に関する調査は、セクター内被雇用者から適切な情報を収集するため、質問表の配付・記入を通じ実施された。そこでの質問項目とは、特に、教育レベル、職歴、出生地に関するものであった (添付 II を参照)。全体で 508 人を対象に聞き取り調査が実施された。それらの人々の主要職業グループおよび場所 (地区) 別分布を表 8. I. 10 に示す。被聴取者の 9% は女性であり、特に、加工部門や仲買業の底辺部、そして飲食店経営者や<ビスアップ (bissap)> 売りなどの間接雇用内にみられる。

<sup>6</sup> 扶養率は、被扶養者数を経済的に就業していると見なされた人口で除すことにより算出された。10 歳未満の子供、高齢者と規定された者、成人女性の 75% (非高齢者) が被扶養者とされた。出典：2001 年調査、ONS 2001

表 8.1.10 が示すように、このサンプル人口の中で大きな割合を示す職種がいくつかあるが、これは、大都市において、特に直接雇用を多く創出している職種のいくつか限定数、すなわち NKC の仲買人と NDB の漁民/船長に対し調査努力を集中させることを選択したからである。よって、この2つの職業グループを下記の分析の対象とする。

表 8.1.10 主要職種および地区別被聴取者数。

セクター (職業グループ)	地区	被聴取者数
零細漁業 (船主および漁民)	NDB	145
零細漁業 (船主および漁民)	NKC	10
零細漁業 (船主および漁民)	NKC南部	10
零細漁業 (船主および漁民)	ティミリス岬南部	9
零細漁業 (船主および漁民)	バンドルゲン国立公園	7
企業漁業 (乗組員および事務職)	NDB	7
加工および仲買業	NKC	99
加工および仲買業	NDB	53
加工および仲買業	ティミリス岬南部	21
加工および仲買業	NKC南部	9
加工および仲買業	バンドルゲン国立公園	2
漁業輸送 (魚その他)	NDB	20
漁業輸送 (魚その他)	バンドルゲン国立公園	1
漁業輸送 (魚その他)	ティミリス岬南部	1
輸出会社	NDB	19
輸出会社	NKC	9
漁業セクター投入物の販売	NDB	19
漁業サービス (機械工、大工など)	NDB	18
漁業産業 (漁船建造)	NKC	1
漁業セクター内のその他の職種 (沖給仕、番人など)	NDB	4
販売、飲食業、ホテル業	NDB	36
販売、飲食業、ホテル業	NKC	5
販売、飲食業、ホテル業	ティミリス岬南部	1
輸送、遠距離通信	NDB	2
計		508

#### b) NDB 漁民 / 船長

調査の際、零細漁民を、漁船の船主/所有者であり自身は漁獲活動に従事しない者、船長 (漁船所有者または船主から雇用される者)、漁民乗組員の3つのカテゴリーに分類した。ここでの分析においては、特に船長に焦点を絞った。100人が当該カテゴリー内で聴取されたが、うち78人がNDBにおいてであった。そのうちの29%が漁船所有者、つまり自身のピログにて船長として漁獲している者であり、残りの71%は船主や漁船所有者により船長として雇用されている者であった。このグループの基礎データをまとめたものが表 8.1.11 である。

表 8. I. 11 NDB 漁民 / 船長.

NDB 船長の 推定総数	被聴取 者数	調査率	平均年 齢	国籍 / 民族分布				
				IRM			セネガル	その他外 国
				ムーア	ウォルフ	プラール		
600	78	13%	34 ans	51%	22%	9%	15%	3%

船長の 82%が IRM 籍であり、その大半をムーア人が占め、ウォルフ人は 22%、プラール人は 9%となっていることが確認された。セネガル人は 15%程度である。漁民のうち NDB 出身者は僅か 12%であり、約半数が南部地方（トラルザ、ブラクナ、ゴルゴル、アサバ - 図 8. I. 7 参照）から来ている。これらの地方からの者は主にウォルフ人、プラール人である。NDB での漁業においては、一般的に、同市出身者の数は少ないようで、全職種を合わせたサンプル人口全体の中で僅か 9%の被聴取者が NDB 出身と答えている。

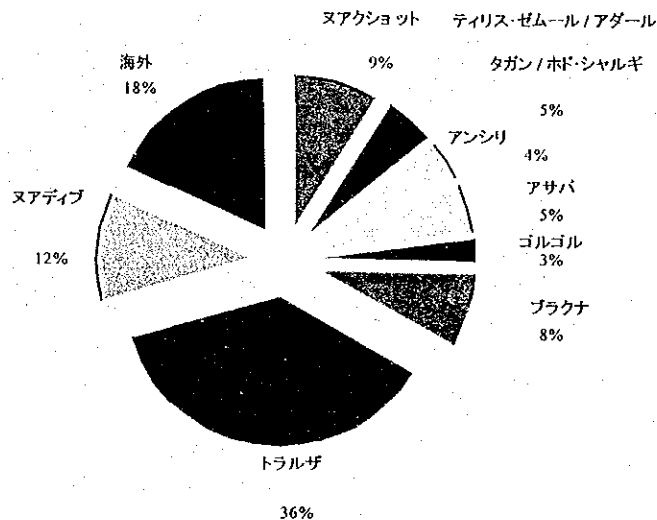


図 8. I. 7 NDB 漁民 / 船長の出生地.

IRM 漁民の中で、様々な漁法を熟知しているのもプラール人およびウォルフ人である。質問表内に記載された 9 つの異なった漁法のうち、プラール人漁民 / 船長は平均で 6 種、ウォルフ人は 5~6 種の漁法を使用している。これらの漁具には、待網 / 刺網の様々な網、釣漁・延縄、タコ壺などが含まれている。外国人漁民の平均数はさらに高く、各人が約 7 種の漁法に通じている。一方、IRM のムーア人の数は 4 種と著しく低く、様々な網および特にタコ壺が最も使用されている漁具である（図 8. I. 8 参照）。

現在の IRM 人漁民の多くは伝統的漁民でなく、1990 年代初頭の頭足類漁業のブーム期に漁業を始めている。タコ壺は操作がかなり容易な漁法であるため、当初他の技術を全く知らなかった

これら新人漁民の多くがこの漁法へと着手することとなった。現在では、彼らの中で、特に頭足類漁の休漁期に、ひらめ網などの他の漁具も使用する者が次第に増えているようである。とはいえ、彼らのうちの多くは、この2か月の「生物学的禁漁」期には常に休みを取り、国内他地域に住んでいる家族の下へ帰省している。この休息期に時折他活動にも従事しているが、概して家内的な労働である。

船長が受けた訓練や過去の経験を分析すると、外国人漁民は常に零細漁民として働いており、それ以外の職業を記入した者は皆無であった。IRMのウォルフ人漁民も「純粹」な漁民であるように思われたが、ムーア人およびプラール人のほぼ40%が零細漁民になる前に他の職種に従事していた。彼らは特に、漁業セクター内の他の職種、例えば企業漁業の下級乗組員や仲買業(37%)、あるいは漁業に無関係な商業(47%)に従事していた。現在、彼らは、ほとんどの場合にて漁船の所有者ではなく被雇用者となっている。

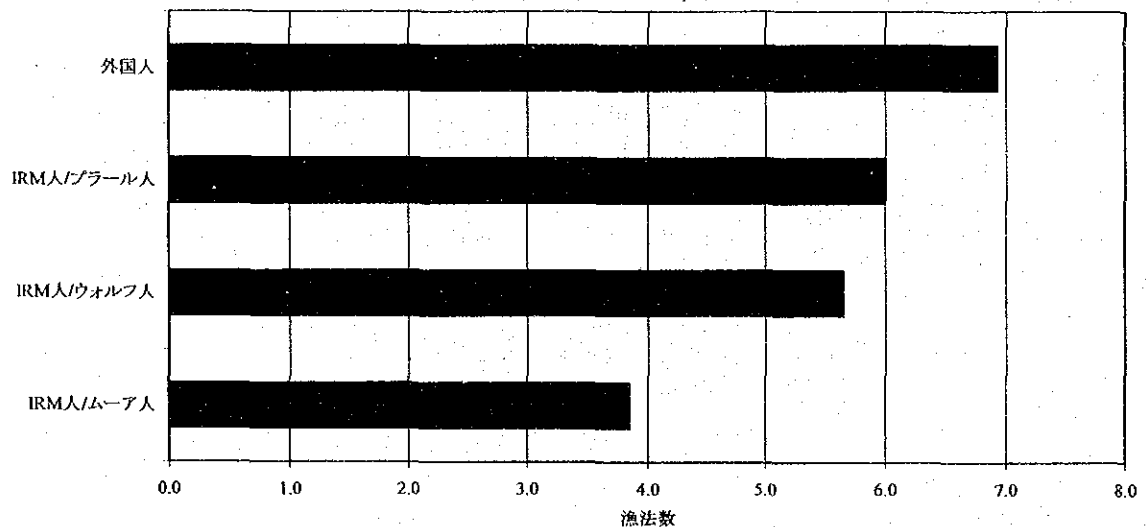


図 8. I. 8 NDB 漁民 / 船長の習得漁法数.

就学に関しては、漁民 / 船長の大半がコーラン学校か初等学校を出ている (図 8. I. 9 参照)。ムーア人およびウォルフ人のデータは、彼らの教育レベルが外国人やプラール人よりも幾らか高いことを示しているが、各漁民グループ間の差異は顕著なものではない。



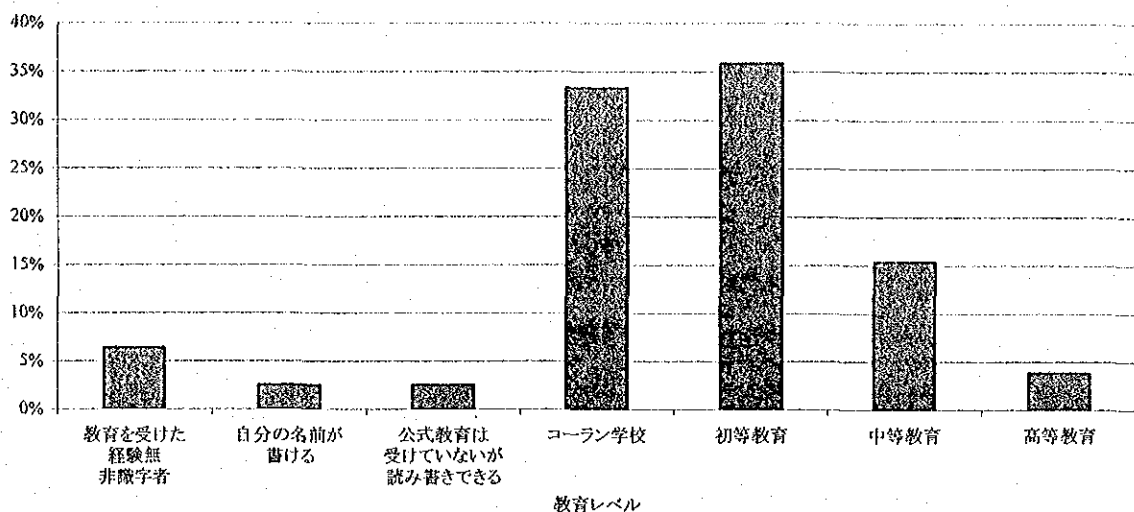


図 8. I. 9 NDB 漁民 / 船長の教育レベル。

### c) NKC 仲買人

仲買業は、その重要性にもかかわらず、多くの様々な下部職業グループが存在する未だ組織化されていない下流部門であり、従事者の多くが常に仲買業に携わっているわけではないという多大な流動性をその特徴とする。彼らはしばしば、その場限りの移り気な考えやあるいは必要に迫られ、他の仕事も行っている。しかし、2001年4月の調査の際、この状況に変化が見られた。MPN および EPBR にて、AMM と命名された団体が創設されていたのだ。この団体はもはや機能していないようであるが (8. I. 2, (3), (4) 参照)、興味深いことに、AMM では加入者をリストに記載するにあたり、仲買人を対象とした類型学を用い、彼らをもその業務の概要ごとに下掲 5 つの均質的カテゴリーに分類しているとのことであった。

- 資金提供仲買人：零細漁船や漁民に対し管理・出資を行っている。
- 市場導入仲買人：キャンプ地その他から市場に生産物を運搬している。NDB では、商業漁船から集荷する商人もこのカテゴリーに分類される。
- 冷蔵仲買人：貯蔵および冷凍のための機材を保有する。容量数百キロの冷凍庫などを有することが多い。鮮魚販売業を営む仲買人もこのカテゴリーに含まれる。
- 集荷仲買人：資金提供仲買人や外国の顧客のために鮮魚を集荷している。
- 小売仲買人：小売人に対する販売を専門とする。小売人はその後、生産物を地元市場の消費者に転売している。

上記カテゴリーの他、特に NKC にて、出荷仲買人および加工品仲買人なる人々を特定できる。これらの仲買人は、鮮魚および加工品をそれぞれ国内および近隣諸国市場に出荷しており、その大半が外国人である。また、零細漁船の管理と生産物集荷を目的に、輸出会社に直接雇用される買付け仲買人なるものが存在する。

上記のごとく特定されたカテゴリーは、仲買の様々な業務概要を機能的に示すものと考えられる。しかし、調査作業の際、個々の仲買人を正確に分類することは困難であることが判明した。従って、以下の報告の中では、卸売り仲買業の従事者全てを（上述の、資金提供、市場導入、冷蔵、集荷、出荷、加工品の各仲買人カテゴリー）ひとつにまとめ、ここでは「仲買人」と名付ける。しかしそれは、その名称が想起させるほど均質な活動主体グループではないことを強調しておく必要がある。また、被聴取者の大部分が独立した仲買人であり（96%）、この者らに雇用されている人々（4%）ではなかったことを指摘しておかなければならない。これら仲買人に関するいくつかの指標を表 8. I. 12 に示す。

表 8. I. 12 NKC 仲買人.

NKC 仲買人の推定総数	被聴取者数	調査率	平均年齢	国籍および民族分布			
				IRM			セネガル
				ムーア人 (およびイムラゲン人)	ウォルフ人	プラー人	
550	83	15%	39 ans	88%	2%	6%	4%

NDB 漁民 / 船長に比べ、NKC の仲買業における外国人の数は極めて少ない。仲買業はムーア人により支配されている。NDB 漁民 / 船長の場合と同様、出身地で働いている仲買人の数は比較的少ないことが確認された。被聴取者の僅か 13% が NKC を出生地としている。トラルザ 43%、ブラクナ、ゴルゴル、アサバの 3 地方を合わせて 24% と、3 分の 2 以上が南部地方出身者で占められる(図 8. I. 10)。

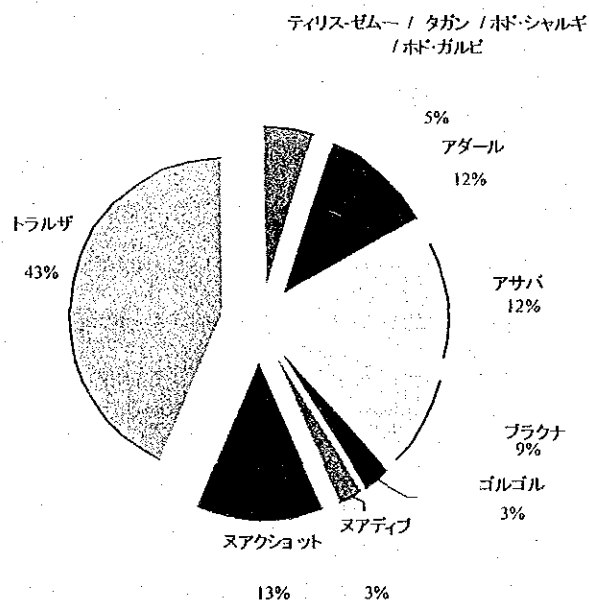


図 8. I. 10 NKC 仲買人の出生地.

仲買人は、平均して漁民より高い教育を受けており、31%が中等学校を出ている。職業的流動性

も同様に高く、80%の仲買人が魚販売を始める前に他の職業に就いていた。しかし、彼らの多くは他の商業セクター出身者である。さらに、被聴取仲買人の25%は、常に副業を行っていると答えたが、多くの場合は船主や輸出会社の代理人 / 選別人など漁業セクターに関連するものである。

#### 4) 雇用 - 結論

上記分析は、NDB 漁民 / 船長並びに NKC の卸売り仲買人という 2 つの職業グループに集中している。これらの 2 つの職業グループは漁業セクター内の最も重要な職種に数えられるが、調査のサンプル人口はセクター内全被雇用者の一部しか表していないこと認識する必要がある。しかし、調査結果は、現在支持されている仮説並びに知見を実証するものと思われ、よって、調査結果は有効であると考え。我々が調査結果より引き出した結論とは特に以下のものである。

- 南部のウォルフ人漁民の村落（およびイムラゲン人漁民。ただし、本分析の対象となった NDB 地区内では多くの割合を占めていない）を除き、海洋漁業は IRM において非常に歴史の浅い職業である。
- セクター活動主体の流動性は、職種やセクター間、地理的空間の双方において高いように思われる。これは特に仲買業においてよくみられるが、特に 2 大都市における他の活動主体にも当てはまる<sup>7</sup>。
- 外国人は、漁業自体、つまり一次生産部門において多大な役割を果たしている。この重要性は量（外国人漁民の数）、質（漁法に関する能力と知識）双方でみられるものである。
- 漁業セクターが創出する 29,400 の雇用のうち 14,000 が陸上雇用である。仲買業および IRM 内水揚物を対象とする企業加工業が雇用創出の最重要部門である。

### (3) 管理措置の見直し<sup>8</sup>

#### 1) 1970 年代以降における漁業セクター全体政策の概観

IRM 沿岸部が豊富な水産資源に恵まれていることは以前より知られており、外国人漁民によって開拓されてきたが、上記 8.1.1, (2) で確認したように、漁業セクターおよび当該セクターが国の経済・社会の発展に貢献する可能性について IRM 政府が特別の関心を払い始めたのは、1970 年代になってのことであった（Dia, Diop *et* Jouffre, 1998）。水産資源はその豊富さから、当時まで国の最も重要な天然資源であった鉄鋼や銅の鉱物資源と並び、国家経済の推進力となりうる天然資源として、すぐに認められた。この新しい展望は、国家の富の創出につながり、IRM 国民の実質所得を増大させ、国際収支バランスの均衡させるのに必要な利益を生み出すものだった。伝統的

<sup>7</sup>このような事実確認は、セクター内に入ってくる人員に関する情報に基づいており、セクター外に出て行く人員数はさらに調査が難しく把握されていない。

<sup>8</sup>本節は主に Hamadi *et* Ahmed, 1998 の情報に基づいている。また、Hamadi, 1999; CNROP, 1998a; Diop *et al.*, 1999; Dia, Diop *et* Jouffre, 1998 内の漁業の歴史的発展及び政策に関する記述も踏まえている。

に農牧業を生計手段とする IRM 経済は、遊牧民の定住化および農村人口の激しい都市への流入に伴って、根本的に変化している。この変動が、国の社会人口構造と社会経済構造を大きく変化させることとなった。農村住民による福利に対する急速な需要は、前述の産業だけではその充足が難しいため、IRM 政府は漁業をこれに貢献させようとしている。人口的圧力が日に日に強まる中、鉱業と特に漁業にますます期待されている。

その結果、政府は領海を、1970年に6マイル、72年には12マイル、ついで同年30マイルと相次いで延長し、IRM 沿岸で漁獲をする外国船団は、漁業ライセンス制度下に置かれることが義務付けられた。この発展は、以下に掲げる漁業管理のための制度的枠組みの設置により後押しされることとなった。

1976 漁業・海洋経済省 (MPFM) の創設

1978 NDB に国立海洋学・漁業調査センター (CNROP) を設立

1978年、政府は200海里のEEZを宣言した。その少し後、漁業権に関する政策が、特殊とされている漁業を除き、新漁業政策 (NPP) の一部をなす漁業・傭船の許可システムへと代替された。NPP は、国の漁獲能力の確立および漁獲物処理のための陸上インフラを確立することにより、輸出収入の増大をその目標として掲げていた。この新しい戦略は、外国人船主と IRM 人乗組員との間の「共同企業」の創設と、IRM 側パートナーへの傭船、陸上インフラへの投資義務に基づくものであった。かくして、国の企業漁船団が創設された。しかし、入手した漁船の大半は老朽化しており、状態の悪いものであった。更に、IRM 側パートナーの経験不足から、外国人が依然作業を指揮することとなった。国内水揚げ量は不十分で、陸上における新規産業も低開発のままである。この状況を改善するため、後年次のような措置が取られた。

1980 企業漁船に IRM 人乗組員を一定数乗船させるための強制割当て制度の導入、CFPM の創設。この後、CFPM は1991年にENEMPに替わった。

1980 漁獲量の申告の義務と IRM への外貨通貨による収益の送還義務付け

1981 外貨の本国送金を監督するため、ラス・パルマス税関の開設、並びに BCM を開設

1983 NDB での底魚漁獲の水揚げと商業化の義務

1984 冷凍品輸出を一手に担う国営企業、SMCP の創設

上記の措置により、IRM の輸出量は著しく増大したが、導入された諸制度に問題がなかったわけではない。IRM の船団は、依然その多くで不備を抱えており、零細漁業は相変わらず副次的なものとしていた。同時に、底魚資源について漁獲過剰の最初の徴候が感じられている。1987年、全体政策宣言が出され、底魚の漁獲努力の削減と、零細漁業および陸上産業の振興のために経済セクターを再構築することを目指した漁業セクターの開発政策が採択された。同様に海上監視も下記を通じて強化された。

1987 DCP の創設

1992 海洋の監視および監理の手続きに関する法律の強化

1994 DCP に替わる DSPCM の設立。IRM 海域の漁業活動の監視・監督、海洋汚染防止、海上における救助・安全を担当。

かくして、不正漁業に対する監視は改善された。資源保護に関しては、底魚の漁獲努力と漁獲圧を低減するため、次のような規制措置が制定された。

1987 タコの再生産水域の年次閉鎖（1995 年から「生物学的禁漁期」に代替）

1989 トロール網の網目の最小目合いを 70mm に確定（その後、1997 年にはエビトロール網に関し 50mm に改訂）

1989 重量 500g 以下のタコの漁獲を禁止、およびその他数種の底魚に係る最小サイズの規定

1989 操業域の制限——沿岸 6 海里区域までの商業漁業を禁止

1991 冷凍企業漁船に対する投資許可の一時的停止（破損船舶の入れ替えを除く）。

1991 SMCP を通じた輸出税の導入。頭足類 11%、その他底魚 8%（この税はその後、資源利用税に代替された。下記参照）

零細漁業はその振興において、国家プログラムやプロジェクト、また国際協力によって開発への様々な支援を得てきた。日本政府は、タコ漁の技術分野における援助と、新規プラスチック製ピローグの導入によって貢献している。1989 年、セネガルとの間で発生した対立は、高級魚を漁獲していたセネガル人漁民が帰国したため零細漁業に多大な影響を与えることとなった。鱈魚の納入業者が帰国したことで、特に、セネガルから帰還したモーリタニア人の新規漁民向けに、輸出工場で頭足類向けの再教育が必要となり、彼らのために漁業セクターの仕事を見つけることが必要となった。また同じ時期、再編に見舞われた企業漁業セクターから零細漁業へと新しい活動主体が多数流入した。零細漁業の漁獲物およびピローグ保有隻数（そのうち一部はタコのみを漁獲している）の多大な増大が確認された。

最初の職業団体が組織されたのは 1980 年代のことである。

1982 FIAP の創設

1986 民間からの加入者が多い FIAP とは異なる経済的利益を有する共同企業（準公共）による FIAPECHE の創設

上記 2 つの組織は、1992 年新たに合併し、FNP となった。セクター内の重要企業すべてを結集する FNP は、セクター管理における政府の重要なパートナーとなっている。しかし、FNP は 3 人以上の従業員を抱える雇用主であることを加入の条件とする経営者組合であるため、小規模零細業者や労働者らが加入できず、彼らはむしろ、その後創設された専門家組合に組織化されている。

1993 LIPAN の創設

1995 CGTM の創設

1997 UNCOPAM の創設

1995 年、*漁業セクター開発戦略文書*により、政府が採択した自由主義の一般政策と市場経済に則った漁業政策が打ち出された。政府は公共企業より撤退し、外国為替変動水準の引き下げが緩和された。1991 年にはすでに SMCP の独占形態は廃止されていたが、1994 年、一部民営化され、国の株式保有率は 35%程度となった。輸出税に代わる資源利用税体制が、1995 年に零細漁業に導入され、1997 年には国の企業漁船に導入された。零細セクターの促進は 1996 年に財政支援を受け、MPN と NDB に零細漁港 (EPBR) が設立された。

## 2) 国際的影響

すでに述べたように、モーリタニアの漁業セクターは、当初から多くの国際関係を伴うセクターだった。水産資源開発の端緒を開いたのは外国船団であった。その後、漁業政策は自国船団を創出する方向へ向けられたが、1990 年代からは、外国船団に対する許可が新たに認められた。1991 年には、中国による援助と引き換えに、約 30 隻の中国船にタコ漁を許可する対中国特別協定が結ばれ、1996 年には、各種の漁業をターゲットとする約 170 隻の漁船について、EU との間で協定が調印された。この協定<sup>9</sup>は 2001 年に改訂されている。

IRM の漁業では、輸出による海外向けの方針も定められた。この分野では、EU が製品の衛生と質の水準にきわめて厳しい規制を課すことにより、水産物の商業化に影響を与えた。1994 年、政府は水産物の衛生調査条件と衛生管理条件に関する政令を認めた。CNROP は、本調査に対する責任をもつ唯一の機関に指定され、その獣医学部門によって、輸出に必要な衛生の認証を付与している。

漁業セクターの発展は、国際協力による影響も受けている。最初の漁業組合 (NDB のティミリス組合、NKC の組合) が 1970 年代の終わりに創設されたのは、日本の協力プロジェクトによるものだ。1980 年代には、さまざまな援助プロジェクトを利用するために、その他の組合が設立された。それらのうち幾つかは確たる理由もなく設立されていたため、政府は 1996 年まで新たな組合の登録は停止する必要があると考えた。

零細漁業の融資および開発援助の必要性に対応する目的で、SPPAM が 1984 年、国によって設立された。ただし、この協会は民間販売業者間の競争の問題に直面し、1992 年民営化されるとともに、その役割も変化した。制度による融資がないことを改善するため、A3PC3M が 1993 年、フランスの協力援助により設立された。相互融資の形を取るこのような機関が今日では存在する

---

<sup>9</sup> EEC との初協定は 1987 年に署名された。

が、その機能は十分とは言えない。

2 国間の商取引や援助の観点とは別に、国際的影響力はグローバル協力のレベルでも明らかになっており、IRM は、漁業セクターの国家政策に関する影響力をもった多くの国際協定や地域協定に批准している。その中には次のようなものがある。

1989 地域の水産委員会 (SRCF) の創設に関する協定に批准

1994 海洋法に関する国連協定の批准

1995 FAO の会議による「責任ある漁業に関する行動規範」の採択

### 3) バンダルゲン国立公園

PNBA は、IRM の水産資源管理において特別な役割を果たしている。この公園は、1976 年に創設され、天然資源の保護、また地質学的にも科学的かつ美的に価値のある景勝地の保護を目的としている。公園の管理は、MPEM から独立しているが、漁業分野における規制の適用は、官庁に依存している。公園内における動力漁船の使用は禁止されている。公園の沿岸側 (湿潤区域) は、1982 年にラムサール条約登録地とされており、1985 年には、離れたところにある 2 つの区域がこれに加えられている。約 150 頭のモンクアザラシ (monk seals) の生育地を保護するためのルブリエおよびキュヴェシラス湾包括的保護区である。

公園の管理は、地域の漁民 (公園住民) の共同体、行政、そして研究者を統合する参加型アプローチに基づいている。1998 年、エイ・サメ資源の保護に特別な注意を払った開発計画が策定された。

### 4) 現況

現在の漁業政策は、水産・海洋経済セクター開発戦略 (MPEM, 1998) に明記されている。この戦略の大筋は以下のとおりである。

- ・ 以下による資源管理
  - 資源の潜在性をよりよく把握するための水産調査活動の再活性化
  - 海洋監視の徹底
  - 漁業毎の潜在的漁獲量や漁獲可能量に応じた水産資源利用の規制化
- ・ 国家経済への漁業セクターの統合
  - 頭足類その他の輸出用魚種の商品化に対する特別な配慮
  - 雇用の創出と専門家養成の推進
  - インフラの開発
- ・ 漁業セクターの制度的枠組みの改善
- ・ 環境保全と海洋の安全

(MPEM, 1998 年)

政府が世銀の重債務貧困国プログラムに沿って、貧困撲滅のための明確な政策を公約している

ことは銘記しておくべきであり、このテーマは今や、IRM の開発優先事項となっている。1998年、貧困撲滅・人権・同化委員会が創設され、CSCP が 2001 年に策定および承認された。この戦略は、雇用と公共収益の創出による経済成長の重要性を認識、貧困人口に直接裨益するセクターの推進、人的資源の開発と主要インフラへのアクセス（教育・保健）、制度的枠組みの実質的な開発推進という 4 つの主要な軸に力点を置いている。

これらすべての目的（漁業セクターおよび全般的な国家開発の目的）は野心的なものであり、これらのうち優先順位を定義しなければ、矛盾が生じる可能性がある。1996 年に初めて調印され、2001 年に更新された EU との漁業協定は、こうした矛盾を明らかにした。協定は公的財源にとっての収入創出に関する目的に対応しているが、雇用の創出には効果がなく、輸出可能な資源の大部分を使い IRM 漁業の開発可能性を制限している。

漁業セクターの新戦略の精神に沿って、漁業法が 2000 年に改訂された（MPEM, 2000）。この新法は、漁業管理と開発の計画を策定することを MPEM の役割と特定している。同法は、この作業が漁民の代表も含む漁業開発国家諮問委員会への諮問を得て行われるべきであると規定している。同法に付随する文面は、現在（2001 年 10 月）策定中であり、MPEM はこのテーマに関して FNP と討議を行っている。また FNP は資源の枯渇について認識しており、これを改善するための対策を取るために団結していることも重要である（FNP, Cherif の私信）。

FNP は、政府の特別交渉役としての位置づけにあり、外国投資家と輸出のレベルでの国際関係によって、主要な役割を果たしている。FNP の主な構成員は、SMCP および A3PC3M の管理運営に関する重要な影響力も行使している。このような特権があるため、この連盟は他の類似する組織の創設を必ずしも認めていないような印象を受ける。その一例として、仲買人の利益が FNP によって十分に明示されていないとの観点から、仲買業の専門家を統合することを目的に、2001 年 3 月に NDB と NKC で発足した AMM がある。ただし、AMM の事務所は現在（2001 年 10 月）閉鎖している。この閉鎖の理由は明らかでなく、説明も情報源によってさまざまである。FNP は財政面の理由だと述べているが、他の論客は皆、FNP を巻き込んだ政治的な理由があると考えている（2001 年のフィールド調査）。

SMCP は水産物輸出による IRM への通貨還流を確保する上で、きわめて重要な役割をもっている。創設以来、NDB からの冷凍魚輸出は全て、この会社を通過することが義務付けられていたが、2000 年 7 月には、NKC にある SMCP の新しい子会社の仲介により、魚の発送がはじめて実施された。SMCP は政府の名で税金を徴収し、公共財源に寄与していたが、1994 年に同社が部分的に民営化された後、また資源利用税が導入された後、輸出税は存在しなくなった。

SMCP は、外国向け商品化の責任を一手に保証する輸出分野の開発でも非常に重要な役割を果たしている。同社は、生産物の販売保証を行い、このシステムは小規模生産者—外国市場との連



絡をもたず、しばしば脆弱な財政的地位にある生産者一に対し、国際市場で自らの産物を商品化することを特別に認めた。ただし、SMCPの自由化および独占廃止にともなって、同社の役割は変化し、同社は同様の方法では生産者に介入していない(Dia, Diop *et Jourffre*, 1998)。かつての販売システム(多数の生産者の生産物をまとめ、それをSMCPの生産物として最も良いバイヤーに売る)はもはや実施されておらず、顧客と価格を交渉するのは、生産者自身である。小規模生産者にとって状況は厳しくなっており、国際市場を利用するには、強力な輸出業者と提携する道を探す必要がある。このことは産業の集中化をもたらすことになる。SMCPの運営管理に関しては、公共の利益と民間企業家の利益が一致しないため、国家と水産業の共存は行き詰まっている。

零細漁業に関しては、1990年代の初頭に漁船数と漁民数が急増したことを特記しておく。零細漁業下部セクターの促進策、たとえば漁民の養成、NDBやNKCの漁港建設、ボート購入のための融資などが利用され、またこれらの促進策は零細漁業の発展に(その機能はつねに効果的というわけではないが)貢献した。現在(2001年10月)、NDBの零細漁港では魚市場が建設中で、零細漁業分野におけるその他の協力プロジェクトも同様に進行中である。しかし今日、モーリタニアの漁民数は増加していないか、または増加が非常に緩慢なようである。タコ壺を利用する新しい漁民のうち、1994/1995年からタコの漁獲量が減少した後、ひらめ漁に転向したのはごく僅かである。あるいは、他の漁業をめざす漁民はほとんどいない。ここ数年で漁業を廃業してしまう漁民がおり、ピローグの数は減少した(表8.I.13参照)。セネガル国との新しい協定の導入に伴い、漁民の多く、2000年のベースライン調査(Cheikh *et al.*, 2001)によれば約25%、がセネガル人である。

表 8. I. 13 漁法別ピローグ停泊場数の推移。

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
タコ壺、籠、引っ掛け	327	385	558	673	896	1031	1069	587	539	418
釣、延縄	170	194	368	400	439	490	923	645	685	510
刺網、待網	58	48	132	137	362	100	152	228	318	777
肩掛け網	0	29	26	36	96	50	14	0	0	37
混合漁具、その他	52	19	101	133	130	86	72	126	422	28
総計	607	675	1,185	1,379	1,923	1,757	2,230	1,586	1,964	1,770
非操業漁船	-	-	-	-	-	-	-	827	676	417

Remark. -: no data.

出典: FAO, 1999b (1991~1997); 1999~2000年ベースライン調査(CNROP)。

IRMの企業漁業セクターについては、奨励されている政策はない。これとは逆に、IRMの船団は、しばしば自国の政府より助成されていることの多い外国船団との競合を目のあたりにしてい

る。1994年に行われた税法調査によれば、モーリタニアの頭足類漁船に対するFFDが、モロッコの同様船(FNP, 1994)よりも高いということが判明した。この調査の後、税体系は変化し、輸入税は資源利用税に替わった。

また、零細漁業の税体系も不明瞭であるように思われる。税金に関するアンケート調査(2001年10月)の際、漁民に税体系の質問をしたところ、回答は意外なほど多様だった。FNPは、零細漁業への新たな利用税(アクセス権)を支払うことに協会が同意していないと説明した。零細下部セクターでは、旧輸出税が現在も公式には効力をもっているようで、FNPは加盟企業に対し、両者のうちいずれか一方のみ支払うよう助言している。このことは、明らかに混乱招いていることを表明しており、結論としては、公式の体系と実際に支払われているものとの間に差があるということになる。

IRMの漁業構造には、他の産業と同様、さまざまな担い手の間の対立が見られる。その対立のひとつは、国の企業漁業と外国漁業の競争である。利用可能な資源の大部分は、IRMの船主と競争するヨーロッパ漁船によって利用されている。IRMの産業は、収益の低下をこれらの外国船団による多大な漁獲努力のせいであるとしており、現在の収益性では、再投資は不可能なため、漁船数の減少という憂目にあっている(Diop *et al.*, 1999)。

零細漁民に最もよく指摘される問題点は海域であり、零細漁民専用の海域を、企業漁船が尊重しないことである。しばしば死につながる事故や、零細漁民によく見られる漁具の紛失は、零細漁民が企業漁業区域に侵入し、企業漁船との致命的な衝突が生じるためと説明されることもある。

海域に加えて、現在(2001年10月)実施されている技術面に関する管理措置には、着底トロールの最小目合い、重量500g未満のタコ個体の水揚げ禁止、底魚重要種を捕獲する網の最小の目合い、そして「生物学的禁漁期」、すなわち1年間に2カ月(9月と10月)の間タコ漁を閉鎖することが含まれる。DSPCMは、こうした施策の適用を監視し、管理する役割を担っている。DSPCMの情報によれば、たとえば巡視艇やレーダーといった、監視団が使用することのできる手段による改善と、監視活動の徹底により、企業漁業者がより規制に従うようになったことから、ここ数年、違反数が減ったという。

生物学的禁漁期に関しては、企業底曳き漁業は閉鎖期間中、完全に漁を停止している。生鮮魚漁船および冷凍船は出漁していない。規制に対するこの遵守は、停止によって、高まるニーズにIRMの輸出業者が対応でき、それが価格にも関係することと呼応しているように思われる。しかしながら、調査の期間中(一部、2001年10月に実施された)、一定数のピロークが、禁止にもかかわらずタコ漁を継続していたことが判明している。この密漁はDSPCMが目撃するところであるが、その漁獲量は多くはない(DSPCMのAhmed私信)。

結論として、技術面に関する管理措置は、零細漁業の移動性と多くの水揚げ地点を考慮すれば、

その実行が困難であることがわかる。たとえ NDB の零細漁港と NKC の魚市場では多くのピローグとそれらの漁獲物を受け入れているとしても、まだ沿岸には非常に多くの水揚げポイントが存在する。

資源利用の制限を狙った既存の管理措置、例えば新規のモ国籍企業船購入禁止、企業漁業のライセンスシステム及びここ数年、原則的に実効されている零細漁船の登録システムは、漁獲努力の顕著な制限までには至っていない。この状況を改善するため、資源利用の自己規制を奨励することを目的として利用税 (the access fee) が導入された。モ国企業漁業サブセクターに関しては、利用税は年初に最低 3 ヶ月分の前払いを支払うべきとされている。企業漁業は、その税が実質生産価格に比例したものでないために、そのシステムは融通性がほとんどなく、また結果としてマイナス財政をもたらすものだと主張している。しかしながら、実際は最初に漁獲を行ない後ほど利用税を支払うことが認められている (CNROP, 1998a)。零細漁業に関しては、既に上に記述した通り、零細漁民は、その利用税について議論を続けており、その適用はいまだ曖昧である。

同様に、漁獲割当量といった形での生産管理は存在しない。こうしたことは、おそらく現状を反映しており、管理の必要性に対応したこのような措置を適用することは非常に難しいと思われる。さらに、漁業統計システムに欠陥があったり、資源の状態に関するさまざまな側面についての信頼できるデータが不足したりするため、割当量の実際的かつ現実的な定義がきわめて適用困難となることもある。

##### 5) 考察結果並びに問題点の要約

上で扱われたテーマは、主に、漁業セクターの政策的枠組みと主要目標、制度的構造並びに利益団体、奨励策および租税、直接的規制措置 (技術面の規制措置並びに漁獲努力や漁業生産の抑制) の 4 つの範疇にまとめることができる。

- 1970 年代から現在に至るまで、*漁業政策が掲げる目標の大綱*に大きな変化は生じていない。つまり、資源保護、セクターが創出する収益の最大化、雇用の創出の 3 点である。確認できたように、これら 3 つの目標は非常に野心的であると同時にある種相矛盾するものである。よって、優先課題をよりよく規定することが重要と思われる。
- *制度と利益団体*をめぐる議論は、特に職業団体や SMCP の役割に集中した。パートナーシップに則った管理へと将来発展することがあれば、FNP は資源管理にさらなる責任を果たす地位にあると思われる (8. I. 2, (4), 2) 参照)。しかし、FNP が必ずしも小規模な生産者や活動主体を代表しているわけではないという点を考慮しなければならない。
- *奨励策*という面においては、零細漁業がここ何十年で大きく変化を遂げたことが確認されている。しかし、この発展は付与された動機のみでなされたものではなく、その他の情勢にも助けられたものであった。とはいえ、高い能力を有する新規 IRM 人漁民の数は依然として

少ない。租税は活動主体や漁具の数を制限すると同時に、国家の予算収入を保証する強い力を秘めた奨励策である。これらの措置は講じられてはきたものの、租税をセクター開発という目標により合致させることにより、この種の規制はさらに活用され得るのではないかと思われる。

- *規制*という形を取った資源の直接的管理措置には、漁獲努力や生産に対する制限が含まれてはいない点を指摘しておく。適用されてきた技術的分野の管理措置は、違反件数が大幅に減少したとはいえ、少なくとも部分的には有効性を欠いているように感じられる。新しい管理計画策定のためには、講じるべき措置の実現・適用可能性に対するさらなる配慮が重要と思われる。

#### (4) その他の考察結果

##### 1) 各種指標の継続調査および社会・経済データベースの構築

社会・経済的考察の重要性が資源管理分野においても次第に認知されるようになってきたため、意志決定者や研究員の間でこの分野に関するデータを求める声が序々に強まっている。CNROPのLASEがこの種の情報を他に提供しているが、自身の社会・経済調査活動においても同様にそれらの情報を必要としている。現在まで、これら重要データの収集・編成に関心が払われることも、それらが当然受けるべき優先性が与えられることもなく、これらの作業は、現在、場当たりの行われている。よって、CNROP内に社会・経済データの収集・記憶化のための組織化・体系化されたシステムを設立するべきである。データ収集それ自体に加え、コンピューター処理されたデータベースが構築され、情報の文書化および公表の手順が準備されなければならない。データベースに関しては、当該システムは少なくともその初期においてLASEにて構築されるだろうが、長期的視野においては、CNROPの他の統計・情報化システムへの統合が考慮されなければならない。

この作業は、収集にあまりに多くの情報源や時間を要さない、簡潔で明瞭な指標を選択することに立脚しなければならないが、当然同時に、それらはセクター発展の継続的監視に有効なものとしなければならない。これらの指標は、意志決定者や研究員が特定したニーズに応じて決定されなければならない。当初は、それら指標の数を10ばかりに限定することが提案されている。かなりの数の情報がすでに他機関・組織にて入手可能となっており、よって、これらの機関と連絡を取ることが必要であろう。さらに、このようなプロジェクトには現地における組織化された情報収集が必要とされるだろう。前提として、以下の側面をカバーすることが重要と思われる。

- 魚種、製品タイプ別売り値（流通網の様々な段階にて）
- 直接・間接雇用
- マクロ経済的集計量
- 魚種・製品別、仕向け国別輸出量（輸出高）

- 投入物のコストおよび原産地（現地製品、輸入品の別）
- 主要活動および生産物に関する収入および利鞘

他方、主要魚法並びに最重要加工場の損益計算書を作成するのに必要となる基礎的情報を得ることが望ましいであろう。セクター内の動態が激しく、財務関係も複雑なため、これらの情報は、8.1.2, (4), 3) で提案されるような表計算ソフトでのモデルを使った様々なシナリオの作成や感度分析を可能にする素材として、特に有効であろう。

## 2) パートナーシップに則った管理および参加型アプローチ

責任ある漁業に関する行動規範（FAO, 1999a）は「パートナーシップに則った管理」をうたっており、当局および公的機関と関連民間当事者間における管理に係る責任共有の必要性を明記している。管理計画が効果的で遵守されるものにするためには、自身の利益をそこに見出し責任を自覚した様々な当事者により計画が受け入れられる必要がある。

現在（2001年10月）IRMにおいて、8.1.2, (3), 4) で確認したように、新漁業法を実際に適用させる実施法文の作成作業が、業界との協議の下行われている。例えば、水域区画は FNP との交渉議題になっている。この協議は重要な率先行動となっており、資源管理に利益団体や民間セクターを関与させる必要性を再度強調することが肝要である。つまり、「管理措置の効果並びに適用可能性は、しばしば、関係各位より得られた支援に密接に影響されることを理解」（FAO, 1999a : 62 頁）することである。この手続きは、管理計画に係る準備的な調査・研究の段階ですでに着手されることが好ましく、特に社会・経済分野においては、参加型アプローチが研究員により活用されなければならない。このような見解は、次の考察結果に緊密に結びついている。適切なデータの定期的収集を早急に改善、および定期的な現地訪問や漁民並びにセクターの他の活動主体との交流を通じ、研究員や行政が現地の情勢に精通し得るということである。

## 3) 零細漁業における費用・所得分析

8.1.1, (2) で確認したように（表 8.1.1 参照）、モーリタニアの零細漁業には多種多様な漁法が存在している。これらの漁法は、海域、季節、漁民自身のノウハウに応じて変化する。よって、零細漁業サブセクターの費用・所得の完璧な分析は非常に困難と思われる。今回の調査では、うち最も重要と思われる 5 つの漁法を選び、本開発調査の諸調査実施時に収集されたデータに基づき、各漁法の典型的特徴を予測する予備的損益計算書を作成した。

5 種の漁法は以下の通り。

- NDB におけるタコ壺漁（1-7 日出漁）<sup>10</sup>

<sup>10</sup> 漁民は、しばしば漁獲物の運搬・陸揚げに関するローテーションシステムを採用するため海上には 7 日間ほど滞在することもある。

- NKCにおける釣・延縄漁（1-7日出漁）
- NKC、ティミリス岬南部、南部地方における刺網漁（ニベ）（日帰り漁）
- NDBにおけるひらめ網漁（日帰り漁）
- PNBAにおけるエイ・サメ漁<sup>11</sup>

個々の漁民に関して作成された損益計算書の平均値に基づき、それぞれの漁法について年間の「典型的損益計算書」が作成された。その後、これらの損益計算書は、設備投資や変動経費についてはそれらの情報を使用しつつも、年間漁獲量については、IRR15%以上、乗組員月収10,000UM以上（12か月ベース）となるための最低水準に変更することにより「最低計算書」へと計算し直された。各漁民の当初計算書の中で使用された年間漁獲量の推算是、多くの場合、たった1日の漁業活動のデータに基づいている。従って、この「逆方向」のアプローチはより慎重に検討された。つまり、誤って推算された水揚げ総額に則り収支を計算しようとするよりも、妥当な収支に最低必要な水揚げ総額を計算するのである。これらの「最低計算書」を別添IVに記す。その後、漁船1隻あたりのこれら最低漁獲量の推算とピログ総数（現在の総数あるいは零細漁業発展という展望のなかで望ましい総数）との間の関連付けを行うことで、計算結果は、資源需要に関する様々な概算値を含むより広範な分析に活用できるであろう。

調査はかなり限定された期間しかカバーしていないため当然不備があり、計算書は参考程度のもものとみなされるべきである。主な不備並びに仮説の中から特に以下が挙げられる。

- いくつかのケースにおいて、漁民から提供された情報の信頼性に疑問が残る。
- 1年のうちで漁法や漁具を変える混合漁法を考慮することができなかった。現在まで作成された損益計算書のいずれもが単一の漁法に係るものであり、年間を通じて同一の活動を行うと仮定している。
- 正確なデータが欠如していたため、いくつかの費用については推算を行う（または他漁法の類似情報を使用する）必要があった。
- 漁民へ適用されている租税が不明瞭である。というのも、公的規則と慣行の間には差異があるように思われるからである。さらに、漁民自身が支払う税も、仲買人や工場との関係の具体的な状況に応じ、一様ではないように見受けられる。
- 漁業機材（漁具）に係る経費は、投資 / 減価償却費用と修理費との区別をせず、年間総経費として計算された。

<sup>11</sup> PNBAのエイ・サメ漁場に関するデータは、ACGEBAプロジェクトの作業グループが実施した解析を出所とする。

- 金融費用や機会費用が計算において考慮されていない。IRR15%というのは、いわばこの不備を改善し、様々な漁法をより容易に比較するための財政的収益性に係る最低ラインとして使用された。

非常に重要であるにもかかわらず正確に把握・処理することが難しい要素とは、特に上記の最後の事項に関わるものである。つまり、それはセクターの垂直統合に関わるもので（8.1.2, (1) 参照）、一次生産部門の財政分析（ピログの損益計算書）は、おそらく、生産・商業化網のその他の部門に関する同様の分析から独立して行うべきではないのであろう。漁民と輸出業者（加工工場）との間に存在する密接な金銭関係が其々の収支に影響を与えていることには疑問の余地がない。例えば、一次生産側は漁民に対する工場からの前払金や融資を通じ「財政的助成」を利用しているが、それは漁獲物を市場価格より廉価で委譲することで「高くつく」のである。価格固定や、最強の活動主体（輸出会社）に大きく影響された生産・商業化網における様々な段階での利鞘を通じ、実際の利潤は漁民にあるというよりも、おそらくは輸出会社、ひいては海外の輸入業者にあるものと思われる。零細漁業部門全体の収益性をより理解するためには、さらに詳細かつ包括的な分析が必要であろう。

しかしながら、これらの不備にもかかわらず、この予備的損益計算書は、ACGEBА プロジェクトの社会・経済作業グループの率先的活動と並び（2001年10月）、IRM 零細漁業に関するより詳細な経済分析へと発展するために継続されるべきと考えられる。計算においてはマイクロソフトの Excel を使用し、数値変更や様々なシナリオのシミュレーションがかなり容易に行われている。変動経費や漁獲物価格が変化すると仮定すれば（あるいは、それらが当初の「最低計算書」において実は誤って計算されているとするならば）、違った収支が導き出される可能性がある。そこで、このタイプの代替シナリオから1つを選び、最低年間漁獲量に関する計算を行った。これらのシナリオ並びに様々な職種の「最低計算書」を表 8. I. 14 に記載する。

表 8. I. 14 漁船1隻を維持するために必要な年間漁獲量 (kg) に関する様々なシナリオ (漁法別)。

	NDB におけるカニ漁 (1-7 日出漁)	NKC における釣・延縄漁 (1-7 日出漁)	NKC、ティリス岬南部、南部地方における刺網漁 (ニハ) (日帰り漁)	NDB におけるひらめ網漁 (日帰り漁)	PNBA におけるエイサメ漁
「最低収支」	4,500	5,400	16,560	12,050	8,820
漁獲物価格が 20% 上昇	3,770	4,480	13,880	11,140	7,480
燃料費が 20% 上昇	4,660	5,850	17,140	12,210	なし
漁獲物価格が 20% 下落	5,600	6,750	20,700	13,450	10,840

上記シナリオによれば、タコ漁ピローグは収益性を有するために生産を年間最低 3,800kg から 5,600 kg としなければならない。これらの推算値をタコ漁を行う稼働漁船の数 530 隻<sup>12</sup>で掛けると、零細漁業の年間頭足類総生産量は 2,000 から 3,000 トンとなる。価格を 700UM/kg とすると、その生産高は 1,400~2,100 百万 UM、つまり 6.0~8.8 百万 US ドル<sup>13</sup>に達する。表 8.1.15 は検討されたその他の漁法についての同様の計算値を示しており、それらの推算によれば、零細漁業が全体として収益性を有するためには、最低底魚生産量は年間 12,000~17,000 トンに達しなければならないこととなる。

表 8.1.15 漁法別零細漁業最低底魚生産量および生産高の推算。

	タコ壺、 籠、引っ掛 け釣仕掛け	釣、 延縄	待網/刺網/ ニベ網	ひらめ網	トコ網、 エイ・サメ	計
漁船隻数	530	660	220	330	30	1770
平均価格 UM/kg	700	510	250	300	140	
シナリオ 1 (トン)	2,010	2,970	3,060	3,660	230	11,930
シナリオ 2 (トン)	2,970	4,490	4,550	4,420	320	16,750
シナリオ 1 (百万 UM)	1,410	1,510	760	1,100	30	4,810
シナリオ 2 (百万 UM)	2,080	2,290	1,140	1,330	50	6,890

出典：CNROP「枠組み調査」1999、2000年 (Cheikh et al., 2001)

注：ピローグ隻数は1999年と2000年の平均。選択された漁法以外で操業している船や稼働していないと分類されたものは含まれていない。1999年に「混合漁法」を使用していると報告された漁船は他の定められた漁法内に比例配分された。

SMCPの統計によれば、零細漁業タコ壺漁のタコ輸出量は、1999年には2,606トン、2000年には3,492トンであり、その額は1999年に9.4百万USドル、2000年に9.1百万ドルであった。SMCPがNKCの生産物を商業化し始めたのは2000年7月以降であり、生産物の一部は(南部地域における生産量は少ないのだが)、これらの輸出統計には含まれていないということに注意する必要がある。よって、零細漁業の実際の生産量は、おそらく上記で算定された2,000~3,000トンの最低量をいくらか上回るものであろう。それでもやはり分析結果全体をみると、零細漁業の収益性は不確実で、多くの漁船がおそらく収益ラインぎりぎりでおそらく稼働しているのではないかとこの印象を受ける。零細漁業に関する詳細な統計データが入手できないとはいえ、タコを漁獲する零細漁船一隻あたりおよび出漁1回あたりの総漁獲量並びに収益性は、1993年以来明らかに低下している (Inejih, 2000)。タコ漁を行うピローグ隻数の明らかな減少がこの傾向を裏付けている (CNROP「ベースライン調査」、Mohamed Cheikh et al., 2001)。

既述の通り、ここで示した分析はむしろ予備的、事前的なものであるものの、現在の動向に関

<sup>12</sup> CNROPの「枠組み調査」(Cheikh, 2001)のデータに基づき1999、2000年のタコ壺、引っ掛け釣仕掛け、籠を使用する平均漁船数を推算

<sup>13</sup> 為替レート：1USドル=235UM (SMCP, 2000)



する指標を示すものである。零細漁業の財政面をより理解し、その発展を望ましい方向へ導くためにも、より進化した分析作業によりこの先駆的試みを継いで実施することが望ましい。

### 8.1.3 全体的な結論および提言

#### (1) 漁場管理計画に対する影響

本開発調査の社会・経済分野とは、本開発調査全体にて期待される成果である底魚資源管理計画に係る提言を、セクターの現状により合致させるため、社会、経済、政治的な情報の収集・解析をその使命としていた。8.1.1, (4) で確認されたように、この作業に社会・政治・経済的要因を考慮することは必要不可欠である。社会・経済分野の一環として実施された諸調査の結果を上を示してきたが、この見地に立ち、諸調査から導かれる結論を以下のようにまとめることができる。

- 漁業セクターは、商業化システムを通じ、大規模な輸出会社やその海外の顧客に操作されている。昨今、垂直統合がさらに進み、産業の集中化が次第に顕著になっている。いかなる管理措置もそれが有効であるためには、このような状況を考慮に入れなければならない。
- ここ数年で海上監視の能力が向上し、違反件数が減少しているように見受けられるものの、IRM の漁業セクターという背景において管理措置のいくつかは有効な方法で適用されることが難しい。有効な措置になり得るものには、漁船数やライセンスなどの漁獲努力の制限や漁業の全面禁止（数ヶ月間）が含まれる。これらの措置は、生産割り当て制や技術的分野の措置などに比べ、より容易に管理・監督される。割り当て制を通じた漁獲量の制限が時宜にかなっていると判断されるのであれば、一次生産の段階で割り当て制を管理するよりも、輸出の段階にて、製品別の量的輸出許可を通じそれらを課すことの方がより有効であろう。
- 奨励策や課税を通じセクター開発を管理する可能性については前向きに研究されるべきであり、既に実施されている諸策についても再検討されるべきである。これらの諸策は公平なものであり得るが、明瞭で透明性を有さなければならない。もし適切な奨励策が特定・適用されるのであれば、それらは、漁業の開発・規制措置を従えた強力な手段となり得るだろう。租税はまた、公的収入にも貢献するだろう。
- 新漁業法は、パートナーシップに則った管理にさらなる重要性を寄与するであろう。このアプローチは、漁場管理について透明性の高いプロセスを導入し、漁民に責任を負わせることで強化されるべきである。
- EU との間で 2001 年 9 月に行われた漁業協定の更新は、資源および漁業の発展・管理のための選択肢を著しく制限していることを認識すべきである。多くの魚種の許容水揚げ量のうち、大部分が EU の外国船団による漁獲物で占められるだろう。

- いかなる管理措置案も、考えられる社会・経済的影響（雇用、収入など）に関する特定調査に基づくものでなければならず、マイナスの影響が出るのであれば、それを緩和する適切な付随措置が想定されていなくてはならない。

## (2) その他の所見および提案

将来適用すべき管理措置の特定に上掲の結論および提言が直接的に反映するのに対し、社会・経済分野にて実施した諸調査からは、管理計画の技術的側面に間接的にしか関連しないにせよ重要性を有するその他の結論並びに考察が導き出されている。というのも、それらはより広範な背景にて漁業セクターの開発を支援するものであるからで、特には以下に挙げるものである。

- 漁業に割り当てられた目標とは、
  - 資源保護
  - セクターが創出する収益の最大化
  - 雇用創出

そして最近では

- 貧困対策への貢献

となっているが、これらは非常に野心的であり、特に短期的には相矛盾するものである。よって、優先課題を規定する際は慎重かつ現実的であること、そして、中・長期的なセクター開発の選択肢を評価することが重要である。

- 選定された目標および優先課題に関する種々の選択肢をより正しく評価するため、様々な下部セクターの社会・経済的貢献に関する分析を行うことが肝要である。例えば、零細漁業の漁獲物は、数量データが非常に限られているとはいえ、企業漁業の漁獲物に比べ非常に高い価値がついていると考えられている。これらの経済・社会効果を正確かつ継続的な方法で評価し、意志決定者が戦略的決断を下す際には、客観的な真実の情報に基づくことができるようにすることが重要であると思われる。
- セクターが創出する雇用は多大なものであり、その約半数が陸上、特に下流部門におけるものである。伝統的な IRM 人漁民の数は限られており、この数が顕著に、そして持続的に増大するには時間がかかるであろうという点を認識する必要がある。このような数の増大が果たして必要なのかという疑問も出てくるかもしれない。というのは IRM 内に水揚げする外国人漁民も雇用に貢献しているからである。水揚量とそれらの価値向上のレベルを増大させることで、陸上での雇用の創出を優先することが妥当であると思われる。このようなアプローチは、付加価値創出にも貢献するのは当然のこと、その結果として多大な経

济効果を生み出すであろう。この点について、陸上での処理能力は、現在十分に活用されておらず、大きな余力を残していることも事実である。

- 調査における、または資源管理に係る大きな不備とは、特に零細漁業に関する信頼できるデータや情報が不足していることである。この欠如は、特に漁獲量や輸出量、漁獲物の詳細構成に関わるものであるが、よく把握されていない社会・経済的な側面もある。零細漁業という下部セクターの収支や影響力に関する確固たる理解をなくして、その社会・経済的潜在力の評価は難しいため、早急にこの不備を改善しなければならない。
- 漁業の社会・経済分野における調査・管理能力は満足とは言い難いものである。資源および漁業管理に係る社会・経済分析の重要性に鑑み、CNROP と MPEM 間の協力やこれら組織における知識の強化を通じた、知識・能力の強化が不可欠である。

調査活動および社会・経済調査から得られた結果の活用に関し（上記の最後の事項に密接に関連）、以下の活動が CNROP 内 LASE の作業計画に組み込まれるよう提案する。

1. 上記 8.1.2, (4), 1) にて提案された概要に従う、組織的かつ継続的な方法での適切な社会・経済データ収集の監理および情報処理されたデータベースの開発

2. 社会・経済統計報告書の刊行

既存情報・データが紛失しないように（不幸にも未刊行の調査・情報にはしばしば起こることである）、社会経済年次統計報告書を作成することを提案する。手始めとしては、極めて野心的な刊行物である必要はない。数頁で鍵となるデータを提示し、おそらくそれに特定テーマに関するセクションを加え、そこで1年間に実施された調査の結果をまとめたようなものでよい。

3. 研究員の現地状況に関する知見の向上、LASE およびセクター従事者間のより定期的なコンタクトの確立

研究所の職員が毎月一定期間、現場並びに NKC および NDB の港や市場で過ごすことが提案されている。例えば月に 2 日定期訪問を行い、その間に非公式の調査が行われることで、セクターの現場環境に関する研究員の知見が向上し、セクター内に生じる様々な発展を常に把握することが可能となる。さらに、量的というより質的な性格を帯びることが多い社会・経済的な作業全てにとって、実状に関する正しい基本的知識が必要不可欠である。現状に関する基本的知識によって、特定の調査を企画することがより容易にもなる。さらに、研究員がその対話相手との交流を深めることで、おそらくは、研究員に対し詳細な情報がさらに提供されるようになるだろう。また、これらの調査の際には参加型アプローチが活用されることが望ましい。例えば MARP 技法などを用いて現地調査員や研究員を訓練する必要がある。

4. LASE と近隣諸国および海外の科学的提携機関との間のさらに定期的な交流の確立による、  
近隣諸国間協力並びに国際協力を通じた研究員の知識向上

#### 5. LASE における人員雇用

社会・経済分野における適切な監視および調査を保証するため、LASE の人的補強を図ることが不可欠であろう。つまり、主要研究員および技師を雇用しなければならないと思われる。これらの新しい調査人員は、社会科学の訓練を受けていなければならないが、女性に関連する側面をより容易にカバーするため、最低1名の女性研究員を有することが望ましいだろう。

#### 6. 特定調査の実施

LASEにとって焦眉の急となっている課題とは基礎データの編成であると考えられているが、さらに深遠に調査されるべき多くのテーマや問題が当然のこと存在する。また、本プロジェクトによって得られた調査結果を調査対象地域で特に重要なものとして特定された作業を継続することによって強化し、正確にする必要がある。優先性が高いと判断されたテーマの中で、特に以下が挙げられる。

- 本開発調査で着手された零細漁業に関する費用・所得分析の継続および発展。この作業には特に以下が含まれるであろう。
  - 最低でも漁業活動の1年間をカバーするより長い期間の漁民からのデータ収集
  - 現在まで作成された予備的損益計算書に関する批判的検討および提案された手法の検証
  - 様々な漁法の収益性の推移に関する歴史的分析
- 多様なサブセクターが創出する付加価値の分析。この分析は、「水平的に」、つまり様々な漁法間を比較しつつ行う一方で、流通・商業化網においてどこで利潤が創出され誰がそれを利用しているのかを特定するため「垂直的に」行わなければならない。
- 業界関係者の資源状態に対する認識および戦略の論理性、さらにこの認識に対しセクター内従事者が取っている行動に関する検討。利益団体およびセクター関係者の戦略並びに意思決定プロセスをより理解するため、彼らとの対話を行わなければならないだろう。これはまた、資源状態について現状が呈する深刻さの度合いと、資源状態を説明する原因についての意見交換を行うことも目的とする。

### (3) 諸知見及び諸提言のまとめ

本章の冒頭に説明したように、本プロジェクトの社会・経済分野に求められた要求は非常に概括的であり、調査チームの最初の課題は関連事項の特定と調査範囲 (T/R) の作成であった。この過程で明確にされた目的は諸調査の大部分で成し遂げられたと考えられる。しかし、また同時に調査は継続的な活動であること、そして始められた作業を継続することが望ましいことが確認された。表 8.1.16 に、主な結果及び調査作業の継続に関連する提言が要約される。

表 8.I.16 陸上調査のうち社会・経済分野における諸知見及び提言の要約。

調査	知見及び結論	将来の課題
商業化システム	調査は地理的に異なる地域の市場及び流通システムを描写するとともにいろいろな水産業に存在する財務関係の最初の解析となる。垂直統合が益々進行していることは注目される。漁民と輸出会社間に緊密なつながりがある。そして輸出会社は外国の輸入業者と緊密に携わっている。つまり、水産セクターは、セクターの下流部分に操作されている。	調査の概括的な結果を統合及びより詳細にすることに加えて、深層的な調査が有効であるいくつかの問題が存在する。例えば、水産セクターのいろいろな部分によって創造される付加価値の解析は考慮され得る。そのような解析は、流通と市場チェーンのどこで利益が創出され、だれがそれらから利益を得ているかを特定するため、“水平的に”例えば種々の漁法の比較など、そして、“垂直的に”実施されるべきである。
雇用及び労働力構造	雇用面に関する作業を通じて、セクターによって創出される雇用機会数を評価する調査方法が発展し、セクターの主要な職業グループが明確にされた。主要グループ従事者の社会・人口統計学面のいくつかの解析も実施された。セクターは概ね3万人を雇用し、この労働力内では高レベルの移動性があること、そして外国人が重要な役割を、特に零細漁業で演じていることが分かった。創出された雇用のほとんど半分は陸上にあることもまた注目すべきである。	雇用の諸問題に関する基礎的情報は、定期的に監視されるべき社会・経済指標である。ここまで収集されたデータは情報ベースであり、必要な追加項目とともにさらに詳細な解析に利用され得る。例えば、種々の職業グループあるいは種々の地域における雇用に及ぼす管理措置の影響についての詳細な解析に利用され得る。
管理措置の見直し	実施された調査は、基本的に管理措置に関する既存資料の批評であり、深層的な解析はなされなかった。それにも係わらず最も効果的な管理措置は漁獲努力制限及び完全な禁漁であることは注目される得る。奨励策及び税制もまた考慮された。さらに、水産セクターに割り当てられた全体目標を反映することが重要と思われる。なぜなら、全体目標はある程度までは矛盾しているからである。	さらなる深層的批評は、特定の管理措置をもっと詳細に解析することによって実施され得る。目標と優先に関して有効な選択をより正しくするために、種々のサブセクターによる経済的、そして社会的な貢献を評価することが重要であろう。資源状況に関する企業漁業の認識の批評もまた、企業はこの認識に従って戦略及び行動をどのように調整しているかの解析とともに考慮された。
諸指標の監視及び社会・経済データベース	社会・経済データベースに関する作業は、その目的に関する論議と系統的方法によるこの種のデータの収集及び編集の組織化が急務であることを確認するに留められた。	基礎的な社会・経済的状況は組織立てられた方法で定期的に監視されなければならないし、また電子化された社会・経済データベースは発展させる必要がある。包括すべき諸見地は、とりわけ雇用、マクロ経済的集成、価格、輸出額、そして魚類消費を含むだろう。社会・経済的統計報告の公表もまた提言される。
参加型アプローチ	新漁業法は、パートナーシップに則った管理に与えられるべき重要性を先取りしており、このアプローチは奨励されるべきである。パートナーシップに則った管理及び参加型アプローチの重要性は注目されているが、これらの問題に関するさらなる作業に使用できる時間と手段は全くなかった。	調査に関して、まず第一に必要なことは、LASEとセクター従事者間により定期的な接触の確立と地域環境に詳しい調査員によってLASEの能力を強化し、知識を向上させることである。また、参加型アプローチは現地調査で使用されることが望ましく、そのために参加型調査技術（例えばPRA: 主体的参加地域評価法）を現地従業員及び調査員に教える必要がある。
費用及び所得解析	収集された情報に基づき、予備的な損益計算書は選定された漁法に関して作成された。種々のシナリオを計算することによって、零細漁業における最低漁獲量の評価に達した。マダコを対象とする漁船が利益を得るためには年間生産量が3,800-5,600kg間でなければならないものと評価された。零細底魚漁業が全体として利益を得るためには少なくとも年間12,000-17,000トンを漁獲しなければならない。	作業の継続と拡大は、とりわけ次のものを含む: <ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期的、例えば1年間、漁民からのデータ収集。</li> <li>• 調査で確立された損益計算書の批評的な評論及び提案方法の検証。</li> <li>• 種々の漁法の利益発展の歴史的解析。</li> </ul>